

2018年10月9日

食品衛生分科会

文書による報告事項等
に関する資料

(3) 文書による報告事項等

① 食品中の農薬等の残留基準の設定について

・ 1, 3-ジクロロプロペン (適用拡大申請)	1
・ アシベンゾラル S-メチル (国内再登録申請)	6
・ キノメチオナート (適用拡大申請)	12
・ シメコナゾール (適用拡大申請)	16
・ トリフルミゾール (適用拡大申請)	20
・ ピリオフェノン (適用拡大申請・インポートトレランス申請)	26
・ フルアジホップブチル (適用拡大申請)	30
・ フルエンシルホン (インポートトレランス申請)	36
・ メタフルミゾン (適用拡大申請)	42
・ エトキサゾール (適用拡大申請)	48

② 人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質の設定について

・ トコフェロール	54
・ ビール酵母抽出グルカン	57

	無毒性量 20 mg/kg 体重/day 安全係数 100										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：1,3-ジクロロプロペン（E体）及び1,3-ジクロロプロペン（Z体）とする。										
暴露評価	<p>① 長期暴露評価 TMDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民全体（1歳以上）</td> <td>0.4</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>0.7</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>0.4</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>0.4</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI：理論最大一日摂取量（Theoretical Maximum Daily Intake）</p> <p>②短期暴露評価 各食品の短期推定摂取量（ESTI）を算出したところ、国民全体（1歳以上）及び幼小児（1～6歳）のそれぞれにおける摂取量は急性参照用量（ARfD）を超えていない^注）。</p> <p>注）基準値案、作物残留試験における中央値（STMR）を用い、平成17～19年度の食品摂取頻度・摂取量調査及び平成22年度の厚生労働科学研究の結果に基づき ESTI を算出した。</p>		TMDI/ADI (%)	国民全体（1歳以上）	0.4	幼小児（1～6歳）	0.7	妊婦	0.4	高齢者（65歳以上）	0.4
	TMDI/ADI (%)										
国民全体（1歳以上）	0.4										
幼小児（1～6歳）	0.7										
妊婦	0.4										
高齢者（65歳以上）	0.4										
意見聴取の状況	平成30年7月31日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメントを実施する予定 （WTO 通報は対象外）										
答申案	別紙2のとおり。										

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
大豆	0.01	0.01	○			<0.002(#),<0.002(#)
らっかせい	0.01	0.01	○			<0.002(#),<0.002(#)
ばれいしよ	0.01	0.01	○			<0.002,<0.002
さといも類(やつがしらを含む。)	0.01	0.01	○			<0.002(#),<0.002(#)
かんしょ	0.01	0.01	○			<0.002,<0.002
やまいも(長いもをいう。)	0.01	0.01	○			<0.002,<0.002
こんにゃくいも	0.01	0.01	○			<0.002,<0.002
てんさい	0.01	0.01	○			<0.002(#),<0.002(#)
だいこん類(ラディッシュを含む。)	0.01	0.01	○			<0.002,<0.002
だいこん類(ラディッシュを含む。)	0.01	0.01	○			<0.002,<0.002
かぶ類の根	0.01	0.01	○			<0.002,<0.002
かぶ類の葉	0.01	0.01	○			<0.002,<0.002
はくさい	0.01	0.01	○			<0.002(#),<0.002(#)
キャベツ	0.01	0.01	○			<0.002,<0.002
ケール	0.01	0.01	○			(こまつな、きょうな、チンゲンサイ参照)
こまつな	0.01	0.01	○			<0.002,<0.002
きょうな	0.01	0.01	○			<0.002,<0.002
チンゲンサイ	0.01	0.01	○			<0.002,<0.002
その他のあぶらな科野菜	0.01	0.01	○			(こまつな、きょうな、チンゲンサイ参照)
ごぼう	0.01	0.01	○			<0.002(#),<0.002(#)
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	0.01	0.01	○			<0.002(#),<0.002(#)
その他のきく科野菜	0.01	0.01	○			<0.002,<0.002(ふき)
たまねぎ	0.01	0.01	○			<0.002(#),<0.002
ねぎ(リーキを含む。)	0.01	0.01	○			<0.002(根深ねぎ)/<0.002(葉ねぎ)
にんにく	0.01	0.01	○			<0.002(#),<0.002(#)
にら	0.01	0.01	○			<0.002,<0.002
わけぎ	0.01	0.01	○			(根深ねぎ、葉ねぎ参照)
その他のゆり科野菜	0.01	0.01	○			<0.002,<0.002(らっきょう)
にんじん	0.01	0.01	○			<0.002,<0.002
パセリ	0.01	0.01	○			<0.002,<0.002
セロリ	0.01	0.01	○			<0.004(#),<0.004
みつば	0.01	0.01	○			<0.002,<0.005(#)
その他のせり科野菜	0.01		申			(パセリ、セロリ、みつば参照)
トマト	0.01	0.01	○			<0.002(#),<0.002(#)
ピーマン	0.01	0.01	○			<0.002(#),<0.002(#)
なす	0.01	0.01	○			<0.002(#),<0.002(#)
その他のなす科野菜	0.01	0.01	○			(ピーマン参照)
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.01	0.01	○			<0.002,<0.002
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.01	0.01	○			<0.002(#),<0.002(#)
しろうり	0.01	0.01	○			<0.002(#),<0.002(#)
すいか	0.01	0.01	○			<0.002,<0.002
メロン類果実	0.01	0.01	○			<0.002,<0.002
まくわうり	0.01	0.01	○			<0.002(#),<0.002(#)
その他のうり科野菜	0.01	0.01	○			<0.003(#),<0.003(#)(にがうり)
ほうれんそう	0.01	0.01	○			<0.002,<0.002
オクラ	0.01	0.01	○			<0.002(#),<0.002(#)
しょうが	0.01	0.01	○			<0.002,<0.002
未成熟えんどう	0.01	0.01	○			<0.002,<0.002(さやえんどう)
未成熟いんげん	0.01	0.01	○			<0.002,<0.002
えだまめ	0.01	0.01	○			<0.002(#),<0.002(#)
その他の野菜	0.01	0.01	○			<0.02,<0.02(うど)
いちご	0.01	0.01	○			<0.002(#),<0.002(#)
その他のハーブ	0.01	0.01	○			<0.005(#),<0.005(#)(しその花穂)
ミネラルウォーター類	0.02	0.02		0.02		※

○:既に、国内において農薬登録のあるもの

申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

(#):使用方法を逸脱して実施された試験成績

※WHO飲料水水質ガイドラインのGuideline Valueに基づき設定(Guideline Value:WHOにおいて各国の規制当局と給水サービス提供者による飲料水水質の維持・向上を目的に設定されるWHO飲料水水質ガイドラインにおいて、飲料水水質を評価するための基礎となる数値であり、生涯にわたって摂取した場合、摂取者の健康に重大なリスクを起さない濃度を示す。

1,3-ジクロロプロペン

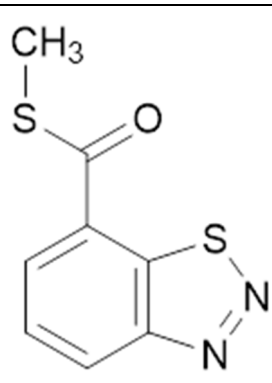
食品名	残留基準値 ppm		
大豆 らっかせい	0.01 0.01	今回基準値を設定する1, 3-ジクロロプロペンとは、1,3-ジクロロプロペン(E体)及び1,3-ジクロロプロペン(Z体)の和をいう。	
ばれいしょ さといも類(やつがしらを含む。) かんしょ やまいも(長いもをいう。) こんにゃくいも	0.01 0.01 0.01 0.01 0.01		
てんさい	0.01		
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根 だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉 かぶ類の根 かぶ類の葉 はくさい キャベツ ケール こまつな きょうな チンゲンサイ その他のあぶらな科野菜 ^{注1)}	0.01 0.01 0.01 0.01 0.01 0.01 0.01 0.01 0.01 0.01 0.01		
ごぼう レタス(サラダ菜及びちしやを含む。) その他のきく科野菜 ^{注2)}	0.01 0.01 0.01		注1)「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
たまねぎ ねぎ(リーキを含む。) にんにく にら わけぎ その他のゆり科野菜 ^{注3)}	0.01 0.01 0.01 0.01 0.01 0.01		注2)「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。
にんじん パセリ セロリ みつば その他のせり科野菜 ^{注4)}	0.01 0.01 0.01 0.01 0.01		注3)「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。
トマト ピーマン なす その他のなす科野菜 ^{注5)}	0.01 0.01 0.01 0.01		注4)「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
きゅうり(ガーキンを含む。) かぼちゃ(スカッシュを含む。) しろうり すいか メロン類果実 まくわうり その他のうり科野菜 ^{注6)}	0.01 0.01 0.01 0.01 0.01 0.01 0.01		注5)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
			注6)「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちゃ、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

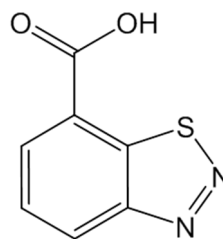
食品名	残留基準値 ppm
ほうれんそう	0.01
オクラ	0.01
しょうが	0.01
未成熟えんどう	0.01
未成熟いんげん	0.01
えだまめ	0.01
その他の野菜 ^{注7)}	0.01
いちご	0.01
その他のハーブ ^{注8)}	0.01
ミネラルウォーター類	0.02

注7)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

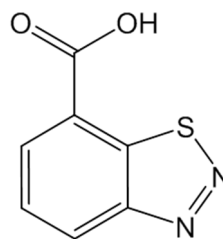
注8)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

アシベンゾラル S-メチル (Acibenzolar-S-methyl)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定
経緯	農薬取締法に基づく新規の農薬登録申請に伴う基準値設定の要請を受け、残留基準を設定する。
構造式	
用途	農薬／殺菌剤
作用機構	ベンゾチアジアゾール系の殺菌剤である。直接的な殺菌活性は持たず、植物の防御機能を活性化することで、種々の病原菌に対する防除効果を示すと考えられている。
適用作物／適用病害虫等	キャベツ、はくさい／黒斑細菌病 等
我が国の登録状況	農薬：登録されていない。
諸外国の状況	JMPRにおける毒性評価が行われ、2016年にADI及びARfDが設定されている。国際基準はにんにく、りんご等に設定されている。 米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国においてブルーベリー、バナナ等に、カナダにおいてレタス、トマト等に、EUにおいてりんご、なし等に、豪州においてきゅうり、トマト等に、ニュージーランドにおいてキウイーに基準値が設定されている。
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>ADI:0.077 mg/kg 体重/day [設定根拠] 2年間 慢性毒性／発がん性併合試験（雄ラット・混餌。（発がん性は認められなかった。）最小毒性量における毒性所見は脾褐色色素沈着） 無毒性量 7.77 mg/kg 体重/day 安全係数 100</p> <p>ARfD:0.5 mg/kg 体重 [設定根拠] 妊娠6～15日 発生毒性試験（ラット・強制経口。最小毒性量における毒性所見は母動物の体重増加抑制等、胎児の骨格変異等） 無毒性量 50 mg/kg 体重/day 安全係数 100</p>
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：アシベンゾラル S-メチル及び代謝物B【ベンゾ[1,2,3]チアジアゾール-7-カルボン酸】（加水分解により代謝物Bに変換される代謝物を含む）とする。



代謝物 B

	<div style="text-align: center;">  <p>代謝物 B</p> </div>										
<p>暴露評価</p>	<p>①長期暴露評価 TMDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="563 539 1449 763"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民全体 (1 歳以上)</td> <td>4.7</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6 歳)</td> <td>8.1</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>4.0</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>5.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI : 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p> <p>②短期暴露評価 各食品の短期推定摂取量 (ESTI) を算出したところ、国民全体 (1 歳以上) 及び幼小児 (1~6 歳) のそれぞれにおける摂取量は急性参照用量 (ARfD) を超えていない^{注)}。 注) 基準値案又は作物残留試験における最高残留濃度 (HR) 又は中央値 (STMR) を用い、平成 17~19 年度の食品摂取頻度・摂取量調査及び平成 22 年度の厚生労働科学研究の結果に基づき ESTI を算出した。</p>		TMDI/ADI (%)	国民全体 (1 歳以上)	4.7	幼小児 (1~6 歳)	8.1	妊婦	4.0	高齢者 (65 歳以上)	5.5
	TMDI/ADI (%)										
国民全体 (1 歳以上)	4.7										
幼小児 (1~6 歳)	8.1										
妊婦	4.0										
高齢者 (65 歳以上)	5.5										
<p>意見聴取の状況</p>	<p>平成 30 年 7 月 31 日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメント及び WTO 通報を実施する予定</p>										
<p>答申案</p>	<p>別紙 2 のとおり。</p>										

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm	
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm		
米(玄米をいう。)	0.1	0.1					
小麦	0.05	0.05			0.05	スイス	【<0.019,<0.02(スイス)】
大麦		0.05					
ライ麦		0.05					
とうもろこし		0.05					
そば		0.05					
その他の穀類		0.05					
かぶ類の葉	1			1			
クレソン	0.3	0.3			0.25	米国	【米国レタス(0.045~0.105(#)(n=6) (ヘッドレタス・外葉あり)、0.055~ 0.2(n=6)(リーフレタス))、セロリ (<0.02~0.0725(n=6)参照)】
はくさい	1	1	申	1			
キャベツ	1	1	申	0.7	1.0	米国	【米国キャベツ(0.075~ 0.51(n=6))、ブロッコリー(0.195~ 0.615(n=6))、からしな(0.16~ 0.755(n=5))参照】
芽キャベツ	1	1		0.7	1.0	米国	【米国キャベツ、ブロッコリー、から しな参照】
ケール	1	1		1			
こまつな	1	1		1			
きょうな	1	1		1			
チンゲンサイ	1	1		1			
カリフラワー	1	1		0.7	1.0	米国	【米国キャベツ、ブロッコリー、から しな参照】
ブロッコリー	1	1		0.7	1.0	米国	【米国キャベツ、ブロッコリー、から しな参照】
その他のあぶらな科野菜	1	1		1			
エンダイブ	0.3	0.3			0.25	米国	【米国レタス、セロリ参照】
しゅんぎく	0.3	0.3			0.25	米国	【米国レタス、セロリ参照】
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	0.4	0.3		0.4			
その他のきく科野菜	0.3	0.3			0.25	米国	【米国レタス、セロリ参照】
たまねぎ	0.2	0.1		0.15			
にんにく	0.2			0.15			
パセリ	0.3	0.3			0.25	米国	【米国レタス、セロリ参照】
セロリ	0.3	0.3			0.25	米国	【米国レタス、セロリ参照】
その他のせり科野菜	0.3	0.3			0.25	米国	【米国レタス、セロリ参照】
トマト	1	1		0.3	1.0	米国	【米国トマト(0.075~ 0.47(#)(n=8))、ピーマン(0.185~ 0.65(#)(n=5))、とうがらし(0.32~ 0.57(#)(n=3))参照】
ピーマン	1	1			1.0	米国	【米国トマト、ピーマン、とうがらし 参照】
なす	1	1			1.0	米国	【米国トマト、ピーマン、とうがらし 参照】
その他のなす科野菜	1	1			1.0	米国	【米国トマト、ピーマン、とうがらし 参照】
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.8			0.8			
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.8			0.8			
しろり	0.8			0.8			
その他のり科野菜	0.8			0.8			
ほうれんそう	1	1		0.6	1.0	米国	【0.145~0.615(#)(n=6)(米国)】
その他の野菜	0.3	0.3			0.25	米国	【米国レタス、セロリ参照】
なつみかんの果実全体	0.02			0.015			

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
レモン	0.02			0.015		
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	0.02			0.015		
グレープフルーツ	0.02			0.015		
ライム	0.02			0.015		
その他のかんきつ類果実	0.02			0.015		
りんご	0.3			0.3		
ネクタリン	0.2			0.2		
あんず(アプリコットを含む。)	0.2			0.2		
うめ	0.2			0.2		
いちご	0.2	0.2		0.15	0.15	米国
ブルーベリー	0.2	0.2				【米国いちご(0.021～0.085(n=10))参照】
クランベリー	0.2	0.2		0.15		
その他のベリー類果実	0.2	0.2		0.15		
バナナ	0.1	0.1		0.06	0.1	米国
						【<0.02(#)(n=13)(有袋・果実)、<0.02～0.02(#)(n=13)(無袋・果実)(米国)】
その他のハーブ	1	1		1		
牛の筋肉	0.02			0.02		
豚の筋肉	0.02			0.02		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.02			0.02		
牛の脂肪	0.02			0.02		
豚の脂肪	0.02			0.02		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.02			0.02		
牛の肝臓	0.02			0.02		
豚の肝臓	0.02			0.02		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.02			0.02		
牛の腎臓	0.02			0.02		
豚の腎臓	0.02			0.02		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.02			0.02		
牛の食用部分	0.02			0.02		
豚の食用部分	0.02			0.02		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.02			0.02		
乳	0.01			0.01		
鶏の筋肉	0.02			0.02		
その他の家きんの筋肉	0.02			0.02		
鶏の脂肪	0.02			0.02		
その他の家きんの脂肪	0.02			0.02		
鶏の肝臓	0.02			0.02		
その他の家きんの肝臓	0.02			0.02		
鶏の腎臓	0.02			0.02		
その他の家きんの腎臓	0.02			0.02		
鶏の食用部分	0.02			0.02		
その他の家きんの食用部分	0.02			0.02		
鶏の卵	0.02			0.02		
その他の家きんの卵	0.02			0.02		

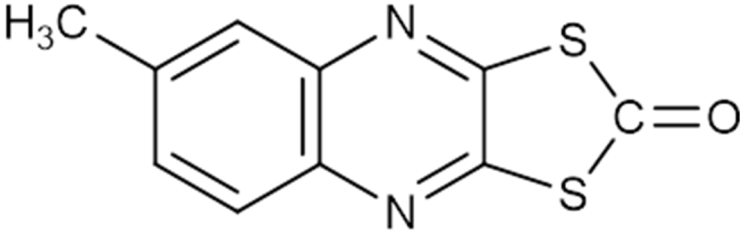
太枠:国際基準の参照などにより申請に基づかず暫定基準以外の基準を見直すもの
 申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの
 (#):使用方法を逸脱して実施された試験成績

アシベンズラルS-メチル

食品名	残留基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	0.1	今回基準値を設定するアシベンズラルS-メチルとは、アシベンズラルS-メチル及び代謝物B【ベンズ
小麦	0.05	[1,2,3]チアジアゾール-7-カルボン酸】(加水分解
かぶ類の葉	1	により代謝物Bに変換される代謝物を含む)をアシ
クレソン	0.3	ベンズラルS-メチルに換算したものの和をいう。
はくさい	1	
キャベツ	1	注1)「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科
芽キャベツ	1	野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、
ケール	1	かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、
こまつな	1	はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつ
きょうな	1	な、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッ
チンゲンサイ	1	コリー及びハーブ以外のものをいう。
カリフラワー	1	
ブロッコリー	1	注2)「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のう
その他のあぶらな科野菜 ^{注1)}	1	ち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チョコ
エンダイブ	0.3	リ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外
しゅんぎく	0.3	のものを用いる。
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	0.4	注3)「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のう
その他のきく科野菜 ^{注2)}	0.3	ち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつ
たまねぎ	0.2	ば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
にんにく	0.2	
パセリ	0.3	注4)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜の
セロリ	0.3	うち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
その他のせり科野菜 ^{注3)}	0.3	
トマト	1	注5)「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のう
ピーマン	1	ち、きゅうり、かぼちゃ、しろうり、すいか、メロン類
なす	1	果実及びまくわうり以外のものをいう。
その他のなす科野菜 ^{注4)}	1	
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.8	注6)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.8	てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野
しろうり	0.8	菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科
その他のうり科野菜 ^{注5)}	0.8	野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、
ほうれんそう	1	未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きの
その他の野菜 ^{注6)}	0.3	こ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
なつみかんの果実全体	0.02	注7)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ
レモン	0.02	類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかん
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	0.02	の外皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、
グレープフルーツ	0.02	グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外
ライム	0.02	のものを用いる。
その他のかんきつ類果実 ^{注7)}	0.02	
りんご	0.3	
ネクタリン	0.2	
あんず(アプリコットを含む。)	0.2	
うめ	0.2	

食品名	残留基準値	
	ppm	
いちご	0.2	
ブルーベリー	0.2	
クランベリー	0.2	
その他のベリー類果実 ^{注8)}	0.2	注8)「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。
バナナ	0.1	
その他のハーブ ^{注9)}	1	
牛の筋肉	0.02	注9)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。
豚の筋肉	0.02	
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注10)} の筋肉	0.02	
牛の脂肪	0.02	注10)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
豚の脂肪	0.02	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.02	
牛の肝臓	0.02	
豚の肝臓	0.02	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.02	
牛の腎臓	0.02	
豚の腎臓	0.02	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.02	
牛の食用部分 ^{注11)}	0.02	注11)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。
豚の食用部分	0.02	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.02	
乳	0.01	
鶏の筋肉	0.02	注12)「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。
その他の家きん ^{注12)} の筋肉	0.02	
鶏の脂肪	0.02	
その他の家きんの脂肪	0.02	
鶏の肝臓	0.02	
その他の家きんの肝臓	0.02	
鶏の腎臓	0.02	
その他の家きんの腎臓	0.02	
鶏の食用部分	0.02	
その他の家きんの食用部分	0.02	
鶏の卵	0.02	
その他の家きんの卵	0.02	

キノメチオナート (Chinomethionat)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請を受け、残留基準を設定する。										
構造式											
用途	農薬／殺ダニ剤・殺菌剤										
作用機構	キノキサリン系の殺ダニ剤・殺菌剤である。代謝過程で触媒的に働く金属イオンを捕獲し、酵素活性を阻害することで殺菌作用を示すと考えられている。殺ダニ剤としての作用機構は不明である。										
適用作物／適用病害虫等	きゅうり／うどんこ病 等										
我が国の登録状況	農薬：トマト、いちご等を対象作物に登録されている。										
諸外国の状況	JMPR における毒性評価が行われ、1987 年に ADI が設定されている。国際基準は設定されていない。 米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、豪州において仁果類、核果類等に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>ADI:0.0064 mg/kg 体重/day</p> <p>[設定根拠] 1年間 慢性毒性試験 (雌イヌ・混餌。最小毒性量における毒性所見は肝臓におけるクッパー細胞集簇等)</p> <p>無毒性量 0.644 mg/kg 体重/day</p> <p>安全係数 100</p> <p>ARFD:1.5 mg/kg 体重</p> <p>[設定根拠] 一般薬理試験 (雌マウス及び雄ウサギ・単回経口)</p> <p>無毒性量 150 mg/kg 体重/day</p> <p>安全係数 100</p>										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：キノメチオナートとする。										
暴露評価	<p>① 長期暴露評価</p> <p>EDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="564 1641 1449 1865"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民全体 (1歳以上)</td> <td>11.2</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6歳)</td> <td>24.6</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>10.8</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65歳以上)</td> <td>12.8</td> </tr> </tbody> </table> <p>EDI：推定一日摂取量 (Estimated Daily Intake)</p> <p>②短期暴露評価</p> <p>各食品の短期推定摂取量 (ESTI) を算出したところ、国民全体 (1歳以上) 及び幼小児 (1~6歳) のそれぞれにおける摂取量は急性参照用量 (ARFD) を超えていない^{注)}。</p> <p>注) 基準値案、作物残留試験における最高残留濃度 (HR) 又は中央値 (STMR) を用い、平成 17~19 年度の食品摂取頻度・摂取量調</p>		EDI/ADI (%)	国民全体 (1歳以上)	11.2	幼小児 (1~6歳)	24.6	妊婦	10.8	高齢者 (65歳以上)	12.8
	EDI/ADI (%)										
国民全体 (1歳以上)	11.2										
幼小児 (1~6歳)	24.6										
妊婦	10.8										
高齢者 (65歳以上)	12.8										

	査及び平成 22 年度の厚生労働科学研究の結果に基づき ESTI を算出した。
意見聴取の状況	平成 30 年 6 月 27 日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメント及び WTO 通報を実施する予定
答申案	別紙 2 のとおり。

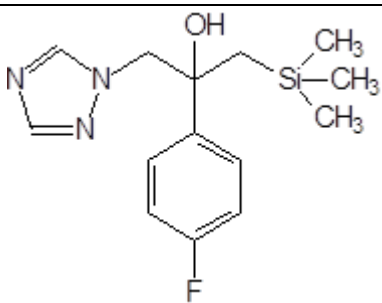
食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
トマト	2	0.5	○・申			0.26~1.18(\$)(n=6)(ミニトマト)
ピーマン	3	1	○・申			0.08~1.48(\$)(n=5)
なす	0.6	0.5	○			<0.05~0.34(n=9)
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.5	0.5	○			0.028~0.20(\$)(n=4)
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.05	0.5	○			<0.01,<0.01
すいか	0.05	0.02	○			<0.01,<0.01
メロン類果実	0.05	0.1	○			<0.01(#),<0.01(#)
まくわうり	0.05	0.1	○			<0.01(#),<0.01(#)
その他のうり科野菜	0.5	0.5	○			0.180(#),0.182(#)(にがうり)
オクラ	0.7	0.5	○			0.118, 0.22(\$)
その他の野菜	0.5	0.5	○			0.16,0.20(さくら葉)
みかん	0.1	0.1	○			<0.01~0.03(\$)(n=5)
なつみかんの果実全体	0.7	0.7	○			0.19,0.24
レモン	0.7	0.7	○			(なつみかんの果実全体参照)
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	0.7	0.7	○			(なつみかんの果実全体参照)
グレープフルーツ	0.7	0.7	○			(なつみかんの果実全体参照)
ライム	0.7	0.7	○			(なつみかんの果実全体参照)
その他のかんきつ類果実	0.7	0.7	○			(なつみかんの果実全体参照)
りんご	0.5	0.5	○			<0.01(#)~0.27(#)(n=6)
日本なし		0.5				
西洋なし		0.5				
マルメロ		0.5				
びわ		0.5				
もも		0.5				
ネクタリン		0.5				
あんず(アブリコットを含む。)		0.5				
すもも(プルーンを含む。)		0.5				
うめ		0.5				
おうとう(チェリーを含む。)		0.5				
いちご	0.5	0.5	○			0.10,0.13
かき	0.05	0.05	○			<0.006(#),0.010(#)(n=5)
その他のスパイス	5	5	○			0.04~2.40(\$)(n=5)(みかん果皮)
その他のハーブ	0.2	0.2	○			<0.04,<0.04(みょうが)

○:既に、国内において農薬登録のあるもの
 申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの
 IT:海外で設定されている基準値を参照するよう申請されたもの
 (#):使用方法を逸脱して実施された試験成績
 (\$):ばらつきの理由を考慮し、基準値設定の根拠とした値を示す

キノメチオナート

食品名	残留基準値	
	ppm	
トマト	2	
ピーマン	3	
なす	0.6	
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.5	注1)「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちゃ、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.05	
すいか	0.05	注2)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
メロン類果実	0.05	
まくわうり	0.05	注3)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
その他のうり科野菜 ^{注1)}	0.5	
オクラ	0.7	注4)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
その他の野菜 ^{注2)}	0.5	
みかん	0.1	注5)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。
なつみかんの果実全体	0.7	
レモン	0.7	
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	0.7	
グレープフルーツ	0.7	
ライム	0.7	
その他のかんきつ類果実 ^{注3)}	0.7	
りんご	0.5	
いちご	0.5	
かき	0.05	
その他のスパイス ^{注4)}	5	
その他のハーブ ^{注5)}	0.2	

シメコナゾール (Simeconazole)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請を受け、残留基準を設定する。
構造式	
用途	農薬／殺菌剤
作用機構	トリアゾール系の殺菌剤である。菌類の細胞膜成分であるエルゴステロールの生合成系において、ラノステロールのC14位脱メチル化を阻害することで作用すると考えられている。
適用作物／適用病害虫等	りんご／褐斑病 等
我が国の登録状況	農薬：米、大豆等を対象作物に登録されている。
諸外国の状況	JMPRにおける毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。 米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、いずれの国及び地域においても基準値が設定されていない。
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>ADI: 0.0085 mg/kg 体重/day [設定根拠] 2年間 慢性毒性／発がん性併合試験（雄ラット・混餌） 最小毒性量における毒性所見は近位尿細管褐色色素沈着等） 無毒性量 0.85 mg/kg 体重/day 安全係数 100</p> <p>発がん性試験において、雄ラット及び雌雄マウスで肝細胞腺腫の発生頻度の増加が認められたが、腫瘍の発生機序は遺伝毒性メカニズムとは考え難く、評価にあたり閾値を設定することは可能であると考えられた。</p> <p>ARfD: <u>一般の集団：0.2 mg/kg 体重</u> [設定根拠] 妊娠6～15日 発生毒性試験（ラット・強制経口） 無毒性量 20 mg/kg 体重/day 安全係数 100</p> <p><u>妊婦又は妊娠している可能性のある女性：0.09 mg/kg 体重</u> [設定根拠] 2世代繁殖試験（ラット・混餌） 無毒性量 9.00 mg/kg 体重/day 安全係数 100</p>
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：シメコナゾールとする。
暴露評価	① 長期暴露評価 TMDI／ADI 比は、以下のとおり。

	TMDI/ADI (%)
国民全体 (1 歳以上)	42.4
幼小児 (1~6 歳)	73.1
妊婦	27.4
高齢者 (65 歳以上)	54.5

TMDI : 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)

②短期暴露評価
各食品の短期推定摂取量 (ESTI) を算出したところ、国民全体 (1 歳以上)、幼小児 (1~6 歳) 及び妊婦又は妊娠している可能性のある女性 (14~50 歳) のそれぞれにおける摂取量は急性参照用量 (ARfD) を超えていない^{注)}。
注) 基準値案、作物残留試験における最高残留濃度 (HR) 又は中央値 (STMR) を用い、平成 17~19 年度の食品摂取頻度・摂取量調査及び平成 22 年度の厚生労働科学研究の結果に基づき ESTI を算出した。

意見聴取の状況	平成 30 年 9 月 13 日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメントを実施する予定 (WTO 通報は対象外)
答申案	別紙 2 のとおり。

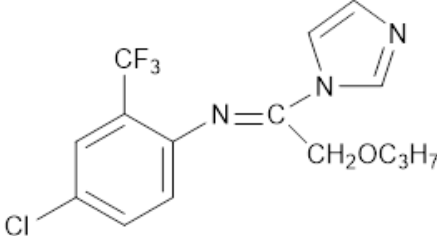
食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	0.1	0.1	○			<0.01~0.04(n=6)
とうもろこし	0.05		申			<0.01,<0.01,<0.01
大豆	0.2	0.2	○			0.04,0.04
こんにゃくいも	0.1	0.1	○			<0.01,0.02
キャベツ	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01
ごぼう	0.3	0.3	○			0.01,0.10
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	0.7	0.7	○			0.07,0.12(リーフレタス)、 0.12,0.25(\$)(サラダ菜)
ねぎ(リーキを含む。)	0.2	0.2	○			<0.02(#),0.05(#)(\$)(根深ねぎ)
にんにく	0.1	0.1	○			<0.02(#),<0.02(#)
にら	0.1	0.1	○			<0.01,0.02
トマト	0.2	0.2	○			0.02(#),0.03(#)(\$)
その他のなす科野菜	2	2		2.0	韓国	【0.87(とうがらし)(韓国)】
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.3	0.3	○			0.06(#),0.08(#)
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.2	0.2	○			<0.01(#),<0.05(#),<0.05(#)
すいか	0.1	0.1	○			<0.02(#),<0.02(#)
メロン類果実	0.1	0.1	○			<0.02(#),<0.02(#)
ほうれんそう	0.1	0.1	○			<0.01,0.02
しょうが	0.3	0.3	○			0.02,0.07(\$)
みかん	0.1	0.1	○			<0.02(#),<0.02(#)
なつみかんの果実全体	0.3	0.3	○			0.05(#),0.06(#)
レモン	0.3	0.3	○			(なつみかんの果実全体参照)
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	0.3	0.3	○			(なつみかんの果実全体参照)
グレープフルーツ	0.3	0.3	○			(なつみかんの果実全体参照)
ライム	0.3	0.3	○			(なつみかんの果実全体参照)
その他のかんきつ類果実	0.3	0.3	○			(なつみかんの果実全体参照) <0.02(#),0.08(#)(ゆず)
りんご	0.5	0.5	○			0.04,0.14(\$)
日本なし	0.5	0.5	○			0.06,0.18
西洋なし	0.5	0.5	○			(日本なし参照)
もも	0.7	0.7	○			0.16,0.30
ネクタリン	0.5	0.5	○			0.03,0.14(\$)
あんず(アプリコットを含む。)	1	1	○			0.28,0.40
すもも(プルーンを含む。)	0.2	0.2	○			<0.05,<0.05
うめ	1	1	○			0.39,0.50
おうとう(チェリーを含む。)	3	3	○			0.61,1.13(\$)
いちご	3	3	○			0.22,1.48(\$)
ぶどう	0.2	0.2	○			<0.02(#),0.06(#)
かき	0.2	0.2	○			0.02(#),0.06(#)
茶	10	10	○			2.5,6.0
その他のスパイス	0.3	0.3	○			0.08(#),0.08(#)(みかんの果皮)
その他のハーブ	30	30	○			3.76, 6.90, 21.0(\$)(しそ)
魚介類	0.02	0.02				推:0.0102

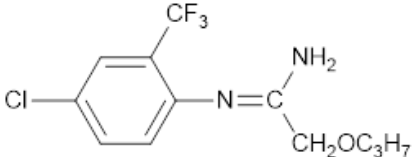
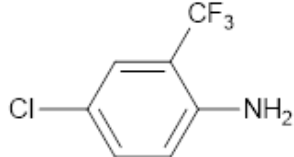
○:既に、国内において農薬登録のあるもの
申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの
(#):使用方法を逸脱して実施された試験成績
(\$):ばらつきの理由を考慮し、基準値設定の根拠とした値を示す
推:推定される残留量であることを示す

シメコナゾール

食品名	残留基準値	
	ppm	
米(玄米をいう。)	0.1	
とうもろこし	0.05	
大豆	0.2	
こんにゃくいも	0.1	
キャベツ	0.05	
ごぼう	0.3	
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	0.7	
ねぎ(リーキを含む。)	0.2	
にんにく	0.1	
にら	0.1	
トマト	0.2	
その他のなす科野菜 ^{注1)}	2	注1)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.3	
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.2	
すいか	0.1	
メロン類果実	0.1	
ほうれんそう	0.1	
しょうが	0.3	
みかん	0.1	
なつみかんの果実全体	0.3	
レモン	0.3	
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	0.3	
グレープフルーツ	0.3	
ライム	0.3	
その他のかんきつ類果実 ^{注2)}	0.3	注2)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
りんご	0.5	
日本なし	0.5	
西洋なし	0.5	
もも	0.7	
ネクタリン	0.5	
あんず(アブリコットを含む。)	1	
すもも(プルーンを含む。)	0.2	
うめ	1	
おうとう(チェリーを含む。)	3	
いちご	3	
ぶどう	0.2	
かき	0.2	注3)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
茶	10	
その他のスパイス ^{注3)}	0.3	
その他のハーブ ^{注4)}	30	注4)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。
魚介類	0.02	

トリフルミゾール (Triflumizole)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請を受け、残留基準を設定する。
構造式	
用途	農薬／殺菌剤
作用機構	イミダゾール系殺菌剤である。糸状菌細胞膜の構成成分であるエルゴステロール（脂質）の生合成を阻害し、結果として糸状菌細胞の膜構造を破壊することによって病原菌の生育を阻止するものと考えられている。
適用作物／適用病害虫等	りんご／斑点落葉病 等
我が国の登録状況	農薬：米、小麦等を対象作物に登録されている。
諸外国の状況	JMPR における毒性評価が行われ、2013 年に ADI 及び ARfD が設定されている。国際基準はおうとう、ぶどう等に設定されている。米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国においてキャベツ、りんご等に、カナダ、EU 及び豪州においてりんご、ぶどう等に基準値が設定されている。
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>ADI:0.015 mg/kg 体重/day [設定根拠] 2年間 慢性毒性／発がん性併合試験（雄ラット・混餌。 （発がん性は認められなかった。）最小毒性量における毒性所見は肝局所性炎症及び壊死並びに小葉中心性肝細胞肥大等） 最小毒性量 4.6 mg/kg 体重/day 安全係数 300（最小毒性量を用いたことによる追加係数：3）</p> <p>2年間慢性毒性/発がん性併合試験の雌において無毒性量が得られおらず、最小毒性量は4.6mg/kg 体重/日であった。この最小毒性量で観察された肝毒性の程度が軽度であるため、この最小毒性量を根拠に ADI を設定した場合の追加の安全係数には3が適当である。</p> <p>ARfD:0.25 mg/kg 体重 [設定根拠] 急性神経毒性試験（ラット・強制経口） 無毒性量 25 mg/kg 体重/day 安全係数 100</p>
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：農産物にあつてはトリフルミゾール及び代謝物 FM-6-1【(E)-4-クロロ- α, α, α -トリフルオロ-N-(1-アミノ-2-プロポキシエチリデン)-o-トルイジン】をトリフルミゾールに換算したものの和とし、畜産物にあつてはトリフルミゾール及び塩基性条件下で FA-1-1【4-クロロ- α, α, α -トリフルオロ-o-トルイジン】に変換される代謝物をトリフルミゾールに換算したものの和とし、魚介類にあつてはトリフルミゾールとする。

	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>代謝物 FM-6-1</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>FA-1-1</p> </div> </div>										
<p>暴露評価</p>	<p>① 長期暴露評価 EDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="564 461 1449 689"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民全体 (1 歳以上)</td> <td>13.1</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6 歳)</td> <td>25.8</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>10.4</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>14.9</td> </tr> </tbody> </table> <p>EDI : 推定一日摂取量 (Estimated Daily Intake)</p> <p>②短期暴露評価 各食品の短期推定摂取量 (ESTI) を算出したところ、国民全体 (1 歳以上) 及び幼小児 (1~6 歳) のそれぞれにおける摂取量は急性参照用量 (ARfD) を超えていない^{注)}。 注) 基準値案を用い、平成 17~19 年度の食品摂取頻度・摂取量調査及び平成 22 年度の厚生労働科学研究の結果に基づき ESTI を算出した。</p>		EDI/ADI (%)	国民全体 (1 歳以上)	13.1	幼小児 (1~6 歳)	25.8	妊婦	10.4	高齢者 (65 歳以上)	14.9
	EDI/ADI (%)										
国民全体 (1 歳以上)	13.1										
幼小児 (1~6 歳)	25.8										
妊婦	10.4										
高齢者 (65 歳以上)	14.9										
<p>意見聴取の状況</p>	<p>平成 30 年 9 月 13 日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメントを実施する予定 (WTO 通報は対象外)</p>										
<p>答申案</p>	<p>別紙 2 のとおり。</p>										

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	0.05	0.05	○			<0.05,<0.05 (n=2)
小麦	0.7	0.7	○			0.23(#), 0.29(#)
大麦	0.7	0.7	○			0.08, 0.22(\$)
ライ麦	0.7	0.7	○			【小麦参照】
とうもろこし	0.5	0.5	○			<0.11(#), <0.11(#)
その他の穀類	0.7	0.7	○			【小麦参照】
こんにゃくいも	1	1	○			0.05(#), 0.34(#)(\$)
ごぼう	0.3	0.3	○			<0.10, <0.10
その他のきく科野菜	0.5	0.5	○			0.14, 0.16(ふきのとう)
たまねぎ	0.2	0.2	○			<0.05(#), <0.05(#)
ねぎ(リーキを含む。)	0.5	0.5	○			<0.11, <0.11(根深ねぎ)
にんにく	0.3	0.3	○			<0.09, <0.09
にら	3	3	○			0.26, 1.12(\$)
アスパラガス	0.5	0.5	○			<0.11, <0.11
その他のゆり科野菜	2	2	○			0.22, 0.80(食用ゆり)
にんじん	0.5	0.5	○			0.11, 0.13
パセリ	1	1	○			0.16, 0.39(\$)
セロリ	15	15	○			5.50, 7.30
トマト	2	2	○			0.20,0.40,0.789\$(n=3)
ピーマン	3	3	○			0.113, 1.234(\$)
なす	1	1	○			0.05, 0.32(\$)
その他のなす科野菜	1	1	○			0.35, 0.40(ししとう)
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.7	0.7	○	0.5		0.10, 0.28(\$)
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.5	0.5	○			0.12, 0.12(ズッキーニ)
しろりり	0.3	0.3	○			<0.10, <0.10(とうがん)
すいか	0.2	0.2	○			<0.05, <0.05
メロン類果実	0.3	0.3	○			<0.10, <0.10
その他のうり科野菜	1	1	○			0.15, 0.40\$(にがうり)
オクラ	0.5	0.5	○			0.13, 0.15, 0.19
しょうが	0.5	0.5	○			<0.09, 0.17(葉しょうが)
未成熟えんどう	5	5	○			1.43, 2.24
りんご	0.7	0.7	○			0.18(#), 0.241(#)
日本なし	1	1	○			0.31(#), 0.32(#)
西洋なし	1	1	○			【日本なし参照】
マルメロ	2	2	○			0.22, 0.73(\$)
もも	0.7	0.7	○			0.184, 0.294
すもも(プルーンを含む。)	1	1	○			0.26, 0.40
うめ	1	1	○			0.11(#), 0.45(#)(\$)
おうとう(チェリーを含む。) ※1	3	3	○	4		
いちご	1	1	○			0.14, 0.38(\$)
ぶどう ※1	2	2	○	3		
かき	1	1	○			0.31(#), 0.42(#)
パパイヤ ※1	1	1		2		
パイナップル ※2	2	2				
マンゴー	0.7	0.7	○			<0.3, <0.3
その他の果実	1	0.7	○・申			0.35, 0.46(いちじく)
茶	15	15	○			3.46, 9.72(製茶)
ホップ ※3	8	8		30	50; 米国	【1.4- 3.5(n=4)(米国)】
その他のハーブ	0.5	0.5	○			<0.11, <0.11(しそ)
牛の筋肉	0.03	0.03		0.03		
豚の筋肉	0.03	0.03		0.03		

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.03	0.03		0.03		
牛の脂肪	0.03	0.03				【推:0.016】
豚の脂肪	0.03	0.03				【牛の脂肪参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.03	0.03				【牛の脂肪参照】
牛の肝臓	0.1	0.1		0.1		
豚の肝臓	0.1	0.1		0.1		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.1	0.1		0.1		
牛の腎臓	0.1	0.1		0.1		
豚の腎臓	0.1	0.1		0.1		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.1	0.1		0.1		
牛の食用部分	0.1	0.1		0.1		
豚の食用部分	0.1	0.1		0.1		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.1	0.1		0.1		
乳	0.02	0.02		0.02		
鶏の筋肉	0.02		申			推:<0.012
その他の家きんの筋肉	0.02		申			(鶏の筋肉参照)
鶏の脂肪	0.02		申			推:<0.012
その他の家きんの脂肪	0.02		申			(鶏の脂肪参照)
鶏の肝臓 ※4	0.05		申			推:0.021
その他の家きんの肝臓 ※4	0.05		申			(鶏の肝臓参照)
鶏の腎臓 ※4	0.05		申			推:0.015
その他の家きんの腎臓 ※4	0.05		申			(鶏の腎臓参照)
鶏の食用部分 ※4	0.05		申			(鶏の肝臓参照)
その他の家きんの食用部分 ※4	0.05		申			(鶏の肝臓参照)
鶏の卵	0.02		申			推:<0.012
その他の家きんの卵	0.02		申			(鶏の卵参照)
魚介類	0.3	0.3				推:0.235

○:既に、国内において農薬登録のあるもの

申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

(#):使用方法を逸脱して実施された試験成績

(\$):ばらつきを考慮し、基準値設定の根拠とした値を示す

推:推定される残留量であることを示す

※1 おとう、ぶどう、パパイヤは国際基準を引用しているが、規制対象の差(国際基準の規制対象はFA-1-1として分析される残留物を親化合物換算したもの、国内の規制対象は親化合物とFM-6-1を親化合物換算したもの)を勘案するために、植物代謝試験データより各作物の換算係数を算出した。おとう及びパパイヤについては係数0.66を、ぶどうについては係数0.72を国際基準に乗じて基準値を設定した。

※2 パイナップルについては、検出実績があったことからポジティブリスト制度導入前に設定されていた本基準を据え置いている。

※3 ホップについては、国際基準は30ppmであるが、同じ残留試験において日本の規制対象に適合したデータが取得されたため、そのデータを用いて基準値を設定した。

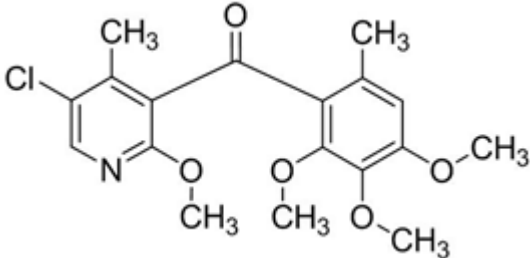
※4 「鶏の肝臓」「その他の家きんの肝臓」「鶏の腎臓」「その他の家きんの腎臓」「鶏の食用部分」「その他の家きんの食用部分」については、基準値設定にあたり、推定残留濃度の他、EUの基準値(0.05ppm)も考慮に入れた。

トリフルミゾール

食品名	残留基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	0.05	今回基準値を設定するトリフルミゾールとは、農産物にあつてはトリフルミゾール及び代謝物FM-6-1
小麦	0.7	【(E)-4-クロロ- α, α, α -トリフルオロ-N-(1-アミノ
大麦	0.7	-2-プロポキシエチリデン)-o-トルイジン】をトリフ
ライ麦	0.7	ルミゾールに換算したものの和をいい、畜産物にあつてはトリフルミゾール及び塩基性条件下で
とうもろこし	0.5	FA-1-1【4-クロロ- α, α, α -トリフルオロ-o-トル
その他の穀類 ^{注1)}	0.7	イジン】に変換される代謝物をトリフルミゾールに換算したものの和をいい、魚介類にあつてはトリフルミゾールをいう。
こんにゃくいも	1	
ごぼう	0.3	
その他のきく科野菜 ^{注2)}	0.5	
たまねぎ	0.2	注1)「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。
ねぎ(リーキを含む。)	0.5	
にんにく	0.3	
にら	3	注2)「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。
アスパラガス	0.5	
その他のゆり科野菜 ^{注3)}	2	
にんじん	0.5	注3)「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。
パセリ	1	
セロリ	15	
トマト	2	注4)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
ピーマン	3	
なす	1	
その他のなす科野菜 ^{注4)}	1	
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.7	注5)「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちゃ、しろりり、すいか、メロン類
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.5	果実及びまくわうり以外のものをいう。
しろりり	0.3	
すいか	0.2	
メロン類果実	0.3	
その他のうり科野菜 ^{注5)}	1	
オクラ	0.5	
しょうが	0.5	
未成熟えんどう	5	
りんご	0.7	
日本なし	1	
西洋なし	1	
マルメロ	2	
もも	0.7	
すもも(プルーンを含む。)	1	
うめ	1	
おうとう(チェリーを含む。)	3	
いちご	1	
ぶどう	2	
かき	1	
パパイヤ	1	
パイナップル	2	
マンゴー	0.7	

食品名	残留基準値	
		ppm
その他の果実 ^{注6)}	1	注6)「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイー、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスピイス以外のものをいう。
茶 ホップ	15 8	
その他のハーブ ^{注7)}	0.5	注7)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。
牛の筋肉 豚の筋肉 その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注8)} の筋肉	0.03 0.03 0.03	
牛の脂肪 豚の脂肪 その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.03 0.03 0.03	
牛の肝臓 豚の肝臓 その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.1 0.1 0.1	注8)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
牛の腎臓 豚の腎臓 その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.1 0.1 0.1	注9)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。
牛の食用部分 ^{注9)} 豚の食用部分 その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.1 0.1 0.1	注10)「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。
乳	0.02	
鶏の筋肉 その他の家きん ^{注10)} の筋肉	0.02 0.02	
鶏の脂肪 その他の家きんの脂肪	0.02 0.02	
鶏の肝臓 その他の家きんの肝臓	0.05 0.05	
鶏の腎臓 その他の家きんの腎臓	0.05 0.05	
鶏の食用部分 その他の家きんの食用部分	0.05 0.05	
鶏の卵	0.02	
魚介類	0.3	

ピリオフェノン (Pyriofenone)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請及びインポートトレランス(IT)制度に基づく基準設定の要請を受け、残留基準を設定する。
構造式	
用途	農薬／殺菌剤
作用機構	ベンゾイルピリジン系の殺菌剤である。詳細な作用機構は不明であるが、病原菌の吸器及び分生子の形成阻害並びに二次付着器及び菌糸の形態異常を低濃度で誘起することにより殺菌効果を示すと考えられている。
適用作物／適用病害虫等	小麦／うどんこ病 等
我が国の登録状況	農薬：小麦、ピーマン等を対象作物に登録されている。
諸外国の状況	JMPRにおける毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。 米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国においてラズベリー、グアバ等に、カナダにおいていちご、ぶどう等に、EUにおいてぶどう、大麦等に、豪州においてきゅうり、ぶどう等に基準値が設定されている。
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>ADI:0.091 mg/kg 体重/day [設定根拠] 2年間 発がん性試験(雌ラット・混餌。最小毒性量における毒性所見は雌での慢性腎症等) 無毒性量 9.13 mg/kg 体重/day 安全係数 100</p> <p>マウスを用いた発がん性試験において、発生率は背景データの範囲内であったものの、雄で肝細胞腫瘍の発生頻度増加が認められた。遺伝毒性試験及びメカニズム試験の結果から、腫瘍の発生機序は遺伝毒性によるものとは考え難く、評価に当たり閾値を設定することは可能であると考えられた。</p> <p>ARfD:設定の必要なし ピリオフェノンの単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響は認められなかったため、急性参照用量 (ARfD) は設定する必要がないと判断した。</p>
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：ピリオフェノンとする。
暴露評価	長期暴露評価 TMDI/ADI比は、以下のとおり。

		TMDI/ADI (%)
	国民全体 (1 歳以上)	4.4
	幼小児 (1~6 歳)	10.7
	妊婦	4.6
	高齢者 (65 歳以上)	4.9
	TMDI : 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)	
意見聴取の状況	平成 30 年 9 月 13 日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメントを実施する予定 (WTO 通報は対象外)	
答申案	別紙 2 のとおり。	

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
小麦	1	1	○			0.13,0.36
トマト	1		申			0.14~0.64 (\$)(n=6)
ピーマン	1	1	○			0.28,0.46
なす	1	1	○			0.20,0.38(\$)
きゅうり(ガーキンを含む。)	1	1	○			0.12,0.32(\$)
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.7	0.7	○			0.05, 0.10,0.26(\$)
すいか	0.05	0.05	○			<0.01, <0.01
メロン類果実	0.2	0.2	○			0.02,0.02,0.03(\$)
その他のうり科野菜	0.3		IT	0.30	米国	【0.019~0.068(n=9)きゅうり(米国)】
未成熟えんどう	2		申			0.32, 0.76
りんご	1	1	○			0.26, 0.38
日本なし	1	1	○			0.28, 0.42
いちご	2	2	○			0.70, 0.96
ラズベリー	0.9		IT	0.90	米国	【米国ブラックベリー参照】
ブラックベリー	0.9		IT	0.90	米国	【0.075~0.565(n=6)(米国)】
ブルーベリー	2		IT	1.5	米国	【0.115~0.636(n=10)(米国)】
ハックルベリー	2		IT	1.5	米国	【米国ブルーベリー参照】
その他のベリー類果実	2		IT	1.5	米国	【米国ブルーベリー参照】
ぶどう	3	3	○			0.35,1.12,1.60(\$)
かき	0.7		申			0.15~0.40(n=6)
グアバ	2		IT	1.5	米国	【米国ブルーベリー参照】
パッションフルーツ	2		IT	1.5	米国	【0.0869~0.523 (n=12)ぶどう(米 国)】
その他の果実	2		IT	1.5	米国	【米国ぶどう参照】

○:既に、国内において農薬登録のあるもの

申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

IT:海外で設定されている基準値を参照するよう申請されたもの

(\$):ばらつきの理由を考慮し、基準値設定の根拠とした値を示す

ピリオフェノン

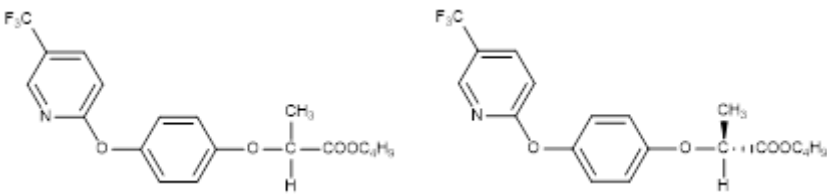
食品名	残留基準値 ppm
小麦	1
トマト	1
ピーマン	1
なす	1
きゅうり(ガーキンを含む。)	1
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.7
すいか	0.05
メロン類果実	0.2
その他のうり科野菜 ^{注1)}	0.3
未成熟えんどう	2
りんご	1
日本なし	1
いちご	2
ラズベリー	0.9
ブラックベリー	0.9
ブルーベリー	2
ハックルベリー	2
その他のベリー類果実 ^{注2)}	2
ぶどう	3
かき	0.7
グアバ	2
パッションフルーツ	2
その他の果実 ^{注3)}	2

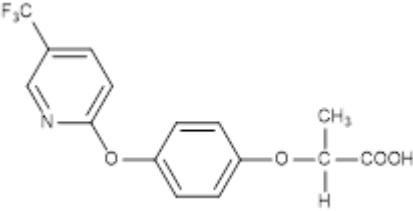
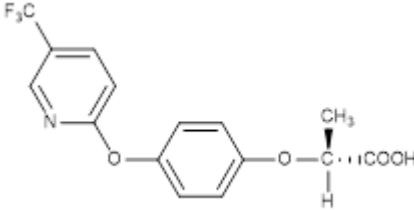
注1)「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちゃ、しろりり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

注2)「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。

注3)「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

フルアジホップブチル (Fluazifop-butyl)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請を受け、残留基準を設定する。
構造式	 <p>フルアジホップブチル (ラセミ体、R体：S体=1：1)</p> <p>フルアジホップPブチル (R体)</p>
用途	農薬／除草剤
作用機構	アリアルオキシフェノキシプロピオン酸系の除草剤である。植物に吸収された後、体内を移行して脂肪酸の生合成に参与するアセチル CoAカルボキシラーゼ活性を阻害し、殺草効果を示すものと考えられている。
適用作物／適用雑草等	だいず／一年生休耕雑草(スメカビウを除く) 等
我が国の登録状況	農薬：だいず、ばれいしょ等を対象作物に登録されている。
諸外国の状況	JMPRにおける毒性評価が行われ、2016年にADI及びARfDが設定されている。国際基準はえんどうや牛等に設定されている。 米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国において大豆、アスパラガス等に、カナダにおいていんげん、マスタード等に、EUにおいて大豆、てんさい等に、豪州において大豆、にんにく等に基準値が設定されている。
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>ADI:0.0044 mg/kg 体重/day [設定根拠] 2年間 慢性毒性/発がん性併合試験(雄ラット・混餌。(発がん性は認められなかった。) 最小毒性量における毒性所見は慢性腎症等)</p> <p>無毒性量 0.44 mg/kg 体重/day 安全係数 100</p> <p>ARfD: <u>一般の集団：設定の必要なし</u> 一般の集団に対する最小値はフルアジホップPブチルのラットを用いた急性毒性試験の無毒性量である948 mg/kg 体重であり、カットオフ値(500 mg/kg 体重)以上であったことから、ARfDは設定する必要がないと判断した。 <u>妊婦又は妊娠している可能性のある女性：0.02 mg/kg 体重</u> [設定根拠] 妊娠6～15日(ラット)、妊娠7～19日(ウサギ) 発生毒性試験(ラット及びウサギ・強制経口) 無毒性量 2 mg/kg 体重/day 安全係数 100</p>
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：フルアジホップブチル及び代謝物D【2-[4-(5-トリフルオロメチル-2-ピリジルオキシ)フェノキシ]プロピオン酸】(加水分解により代謝物Dに変換される代謝物を含む。)とする。

	<p>ただし、フルアジホップブチルにはフルアジホップ P ブチルが含まれ、代謝物 D には代謝物 E【(R)-2-[4-(5-トリフルオロメチル-2-ピリジルオキシ)フェノキシ]プロピオン酸】(加水分解により代謝物 E に変換される代謝物を含む。)が含まれるものとする。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>代謝物 D</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>代謝物 E</p> </div> </div>										
<p>暴露評価</p>	<p>① 長期暴露評価 EDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="564 656 1449 880"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民全体 (1 歳以上)</td> <td>39.0</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6 歳)</td> <td>79.3</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>30.9</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>44.9</td> </tr> </tbody> </table> <p>EDI: 推定一日摂取量 (Estimated Daily Intake)</p> <p>②短期暴露評価 各食品の短期推定摂取量 (ESTI) を算出したところ、妊婦又は妊娠している可能性のある女性における摂取量は急性参照用量 (ARfD) を超えていない^{注)}。 注) 基準値案、作物残留試験における最高残留濃度 (HR) 又は中央値 (STMR) を用い、平成 17~19 年度の食品摂取頻度・摂取量調査及び平成 22 年度の厚生労働科学研究の結果に基づき ESTI を算出した。</p>		EDI/ADI (%)	国民全体 (1 歳以上)	39.0	幼小児 (1~6 歳)	79.3	妊婦	30.9	高齢者 (65 歳以上)	44.9
	EDI/ADI (%)										
国民全体 (1 歳以上)	39.0										
幼小児 (1~6 歳)	79.3										
妊婦	30.9										
高齢者 (65 歳以上)	44.9										
<p>意見聴取の状況</p>	<p>平成 30 年 9 月 13 日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメント及び WTO 通報を実施する予定</p>										
<p>答申案</p>	<p>別紙 2 のとおり。</p>										

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
大豆	3	3	○	15	2.5 米国	【0.09～2.11(n=17)(米国)】※2
小豆類 ※1	47	5	○	40		
えんどう ※1	4	0.2		3		
そら豆	0.2	0.2			0.15 カナダ	【カナダいんげん(<0.011～0.069(n=3)),あずき(<0.011)】
らっかせい	2	2			1.5 米国	【0.14～1.12(n=11)(米国)】
その他の豆類 ※1	47	0.1		40		
ばれいしょ ※1	0.7	0.1	○	0.6		
かんしょ	0.05	0.05	○			<0.01(#),<0.01(#)
やまいも(長いもをいう。)	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01
てんさい ※1	0.6	0.2	○	0.5		
さとうきび				0.01		※3
だいこん類(ラディッシュを含む。)	0.2	0.2	○			<0.01(#),0.05(#)
だいこん類(ラディッシュを含む。)	0.2	0.2	○			<0.01(#),0.04(#)
かぶ類の根 ※1	5			4		
キャベツ ※1	4	2	○	3		
ブロッコリー	1	1	○			<0.01～0.40(\$)(n=4)
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)				0.01		※3
たまねぎ	0.3	0.3	○	0.3		0.04(#),0.06(#)(%) ※2
にんにく	0.3	0.3	○	0.3		0.03,0.09 ※2
アスパラガス	3	3	○		3.0 米国	【0.43,2.14(米国)】
にんじん	1	1	○	0.6		<0.01～0.45(\$)(n=5)
その他のせり科野菜 ※1	0.5			0.4		
トマト ※1	0.5	0.05	○	0.4		
なす ※1	0.5			0.4		
未成熟えんどう ※1	2			2		
未成熟いんげん ※1	7			6		
えだまめ	2	0.1	○・申			0.55,0.82
みかん	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01
なつみかんの果実全体	0.05	0.05	○	0.01		(みかんの果肉及び果皮参照)
レモン	0.05	0.05	○	0.01		(みかんの果肉及び果皮参照)
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	0.05	0.05	○	0.01		(みかんの果肉及び果皮参照)
グレープフルーツ	0.05	0.05	○	0.01		(みかんの果肉及び果皮参照)
ライム	0.05	0.05	○	0.01		(みかんの果肉及び果皮参照)
その他のかんきつ類果実	0.05	0.05	○	0.01		(みかんの果肉及び果皮参照)
りんご				0.01		※3
日本なし ※1	0.01	0.05		0.01		
西洋なし ※1	0.01	0.05		0.01		
マルメロ				0.01		※3
ネクタリン				0.01		※3
あんず(アプリコットを含む。)				0.01		※3
すもも(プルーンを含む。)				0.01		※3
おうとう(チェリーを含む。)				0.01		※3
いちご ※1	0.4			0.3		
その他のベリー類果実				0.01		※3
ぶどう				0.01		※3
バナナ	0.1	0.1		0.01		
パイナップル	0.05	0.05				
その他の果実				0.01		※3
ひまわりの種子 ※1	8			7		
綿実 ※1	0.8			0.7		
ペカン				0.01		※3
アーモンド				0.01		※3
くるみ				0.01		※3
その他のナッツ類				0.01		※3

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
コーヒー豆 ※1	0.01	0.1		0.01		
その他のスパイス	0.3	0.3	○		0.3 カナダ	【カナダマスタード (0.059,0.19)】
その他のハーブ ※1	0.4			0.3		
牛の筋肉	0.04	0.03				推:0.032 (牛の筋肉参照)
豚の筋肉	0.04	0.03				(牛の筋肉参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.04	0.03				
牛の脂肪 ※1	0.1	0.03		0.09		
豚の脂肪 ※1	0.1	0.03		0.09		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪 ※1	0.1	0.03		0.09		
牛の肝臓 ※1	0.2	0.03		0.2		
豚の肝臓 ※1	0.2	0.03		0.2		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓 ※1	0.2	0.03		0.2		
牛の腎臓 ※1	0.2	0.03		0.2		
豚の腎臓 ※1	0.2	0.03		0.2		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓 ※1	0.2	0.03		0.2		
牛の食用部分 ※1	0.2	0.03		0.2		
豚の食用部分 ※1	0.2	0.03		0.2		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分 ※1	0.2	0.03		0.2		
乳	0.03	0.03		0.2		推:0.028 ※4
鶏の筋肉 ※1	0.04	0.02		0.03		
その他の家さんの筋肉 ※1	0.04	0.02		0.03		
鶏の脂肪 ※1	0.04	0.02		0.03		
その他の家さんの脂肪 ※1	0.04	0.02		0.03		
鶏の肝臓 ※1	0.1	0.04		0.09		
その他の家さんの肝臓 ※1	0.1	0.04		0.09		
鶏の腎臓 ※1	0.1	0.04		0.09		
その他の家さんの腎臓 ※1	0.1	0.04		0.09		
鶏の食用部分 ※1	0.1	0.04		0.09		
その他の家さんの食用部分 ※1	0.1	0.04		0.09		
鶏の卵 ※1	0.04	0.05		0.03		
その他の家さんの卵 ※1	0.04	0.05		0.03		

太枠:国際基準の参照などにより申請に基づかず暫定基準以外の基準を見直すもの

○:既に、国内において農薬登録のあるもの

申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

(#):使用方法を逸脱して実施された試験成績

(\$):ばらつきを考慮し、基準値設定の根拠とした値を示す

推:推定される残留量であることを示す

基準値案、基準値現行、作物残留試験成績はフルアジホップブチルとしての濃度で、参考基準値は代謝物Dもしくは代謝物Eとしての濃度でそれぞれ示している。

※1 国際基準を参照しているが、規制対象が異なるため、換算係数1.17を乗じて基準値を設定した。

※2 大豆、たまねぎ及びびんにんについて、国際基準が設定されているが、国際基準の設定根拠となった作物残留試験の中央値(STMR)を用いて推計した暴露量が、食品安全委員会の設定したADIを超えることから、米国または国内の作物残留試験の成績より基準値を設定する。

※3 さとうきび、レタス、りんご、マルメロ、ネクタリン、あんず、すもも、おうとう、その他のベリー類、ぶどう、その他の果実、ペカン、アーモンド、くるみ及びその他のナッツ類について、国際基準が設定されているが、国際基準の設定根拠となった作物残留試験の中央値(STMR)を用いて推計した暴露量が、食品安全委員会の設定したADIを超えることから、基準値は設定せず、一律基準とする。

※4 乳について、国際基準が設定されているが、国際基準の設定根拠となった作物残留試験の中央値(STMR)を用いて推計した暴露量が、食品安全委員会の設定したADIを超えることから、国内の最大理論的飼料由来負荷(MDB)を使用して推定した残留濃度より基準値を設定する。

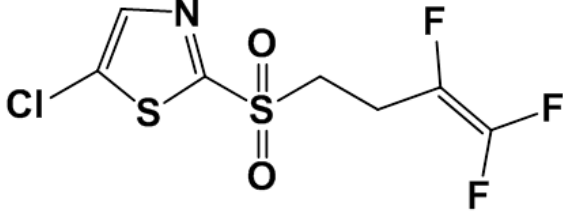
フルアジホップブチル

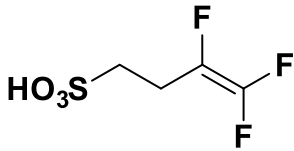
食品名	残留基準値	
	ppm	
大豆	3	今回基準値を設定するフルアジホップブチルとは、フルアジホップブチル及び代謝物D【2-[4-(5-トリフルオロメチル-2-ピリジルオキシ)フェノキシ]プロピオン酸】(加水分解により代謝物Dに変換される代謝物を含む。)をフルアジホップブチルに換算したものの和をいう。ただし、フルアジホップブチルにはフルアジホップPブチルが含まれ、代謝物Dには代謝物E【(R)-2-[4-(5-トリフルオロメチル-2-ピリジルオキシ)フェノキシ]プロピオン酸】(加水分解により代謝物Eに変換される代謝物を含む。)が含まれるものとする。
小豆類 ^{注1)}	47	
えんどう	4	
そら豆	0.2	
らっかせい	2	
その他の豆類 ^{注2)}	47	
ばれいしょ	0.7	
かんしょ	0.05	
やまいも(長いもをいう。)	0.05	
てんさい	0.6	
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0.2	
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	0.2	
かぶ類の根	5	
キャベツ	4	
ブロッコリー	1	
たまねぎ	0.3	
にんにく	0.3	
アスパラガス	3	
にんじん	1	
その他のせり科野菜 ^{注3)}	0.5	
トマト	0.5	
なす	0.5	
未成熟えんどう	2	
未成熟いんげん	7	
えだまめ	2	
みかん	0.05	
なつみかんの果実全体	0.05	
レモン	0.05	
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	0.05	
グレープフルーツ	0.05	
ライム	0.05	
その他のかんきつ類果実 ^{注4)}	0.05	
日本なし	0.01	
西洋なし	0.01	
いちご	0.4	
バナナ	0.1	
パイナップル	0.05	
ひまわりの種子	8	
綿実	0.8	
コーヒー豆	0.01	
その他のスパイス ^{注5)}	0.3	
その他のハーブ ^{注6)}	0.4	
牛の筋肉	0.04	
豚の筋肉	0.04	
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注7)} の筋肉	0.04	
牛の脂肪	0.1	
豚の脂肪	0.1	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.1	
牛の肝臓	0.2	
豚の肝臓	0.2	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.2	
牛の腎臓	0.2	
豚の腎臓	0.2	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.2	
牛の食用部分 ^{注8)}	0.2	
豚の食用部分	0.2	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.2	
乳	0.03	

食品名	残留基準値 ppm
鶏の筋肉 その他の家きん ^{注9)} の筋肉	0.04 0.04
鶏の脂肪 その他の家きんの脂肪	0.04 0.04
鶏の肝臓 その他の家きんの肝臓	0.1 0.1
鶏の腎臓 その他の家きんの腎臓	0.1 0.1
鶏の食用部分 その他の家きんの食用部分	0.1 0.1
鶏の卵 その他の家きんの卵	0.04 0.04

注9)「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

フルエンズルホン (Fluensulfone)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定
経緯	インポートトレランス (IT) 制度に基づく基準値設定の要請を受け、残留基準を設定する。
構造式	
用途	農薬／殺虫剤
作用機構	フルオロアルキルチオエーテル基を有する殺線虫剤である。作用機構は不明であるが、ネコブセンチュウに直接接触することにより殺虫効果を示すと考えられている。
適用作物／適用病害虫等	かんしょ／ネコブセンチュウ 等
我が国の登録状況	農薬：かんしょ、トマト等を対象作物に登録されている。
諸外国の状況	JMPR における毒性評価が 2013 年及び 2014 年に行われ、ADI 及び ARfD が設定されている。国際基準はうり科野菜、果菜類等に設定されている。 米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国においてうり科野菜、果菜類等に、カナダにおいてトマト、オクラ等に、豪州においてうり科野菜、果菜類等に基準値が設定されている。
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>ADI:0.014 mg/kg 体重/day [設定根拠] 2年間 慢性毒性／発がん性併合試験 (雄ラット・混餌。最小毒性量における毒性所見は体重増加抑制及び摂餌量減少等) 無毒性量 1.4 mg/kg 体重/day 安全係数 100</p> <p>マウスを用いた発がん性試験において、雌で肺胞/細気管支腺腫の発生頻度の増加が認められたが、腫瘍の発生機序は遺伝毒性メカニズムによるものとは考え難く、評価にあたり閾値を設定することは可能であると考えられた。</p> <p>ARfD:0.33 mg/kg 体重 [設定根拠] 急性神経毒性試験 (ラット・強制経口) 最小毒性量 100 mg/kg 体重/day 安全係数 300 (最小毒性量を用いたことによる追加係数: 3)</p>
基準値案	別紙 1 のとおり。 残留の規制対象物質：農産物についてはフルエンズルホン及び代謝物 BSA【3,4,4-トリフルオロブタ-3-エン-1-イルズルホン酸】とし、畜産物についてはフルエンズルホンとする。

	<div style="text-align: center;">  <p>代謝物 BSA</p> </div>										
<p>暴露評価</p>	<p>① 長期暴露評価 EDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="564 461 1449 689"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国民全体 (1 歳以上)</td> <td>23.7</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6 歳)</td> <td>36.7</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>20.0</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>28.5</td> </tr> </tbody> </table> <p>EDI : 推定一日摂取量 (Estimated Daily Intake)</p> <p>②短期暴露評価 各食品の短期推定摂取量 (ESTI) を算出したところ、国民全体 (1 歳以上) 及び幼小児 (1~6 歳) のそれぞれにおける摂取量は急性参照用量 (ARfD) を超えていない^{注)}。 注) 基準値案、作物残留試験における最高残留濃度 (HR) 又は中央値 (STMR) を用い、平成 17~19 年度の食品摂取頻度・摂取量調査及び平成 22 年度の厚生労働科学研究の結果に基づき ESTI を算出した。</p>		EDI/ADI (%)	国民全体 (1 歳以上)	23.7	幼小児 (1~6 歳)	36.7	妊婦	20.0	高齢者 (65 歳以上)	28.5
	EDI/ADI (%)										
国民全体 (1 歳以上)	23.7										
幼小児 (1~6 歳)	36.7										
妊婦	20.0										
高齢者 (65 歳以上)	28.5										
<p>意見聴取の状況</p>	<p>平成 30 年 9 月 13 日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメントを実施する予定 (WTO 通報は対象外)</p>										
<p>答申案</p>	<p>別紙 2 のとおり。</p>										

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
ばれいしょ	0.8		IT	0.8	0.50	【0.081-0.517(n=22)(米国)】※ 0.518,0.922,1.815(\$)
さといも類(やつがしらを含む。)	3		IT	3		
かんしょ	5	3	○	3		
やまいも(長いもをいう。)	3		IT	3		
その他のいも類	3		IT	3		
だいこん類(ラディッシュを含む。)	4	3		4		【米国ラディッシュの葉(1.478-13.724(#)(n=4)),だいこんの葉(<0.034-4.350(n=4)),かぶの葉(0.035-4.766(n=4))参照】
だいこん類(ラディッシュを含む。)	50	30		50		
かぶ類の根	4	3		4		
かぶ類の葉	30	30		10	30	
西洋わさび	4	3		4		
クレソン	3	2		1	2.0	
はくさい	2	2		1	1.50	
キャベツ	2	2		1.5	1.50	
芽キャベツ	2	2		1.5	1.50	
ケール	15	9		1	9.0	
こまつな	15	9		9	9.0	
きょうな	15	9		1	9.0	
チンゲンサイ	15	9		1	9.0	
カリフラワー	2	2		1.5	1.50	
ブロッコリー	2	2		1.5	1.50	
その他のあぶらな科野菜	15	9		1.5	9.0	
ごぼう	3	3		3	3.0	【米国ラディッシュの根(0.122-2.121(#)(n=4)),だいこんの根(<0.015-0.262(n=4)),かぶの根(<0.0033-0.577(n=4)),にんじん(<0.0033-2.201(#)(n=12))参照】
サルシフィー	3	3		3	3.0	【米国ラディッシュの根,だいこんの根,かぶの根,にんじん参照】
エンダイブ	3	2		1	2.0	【米国ほうれんそう,レタス,リーフレタス,セルリー参照】
しゅんぎく	3	2		1	2.0	【米国ほうれんそう,レタス,リーフレタス,セルリー参照】
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	3	2		2	2.0	【米国ほうれんそう,レタス,リーフレタス,セルリー参照】
その他のきく科野菜	30	30		30	30	【米国ラディッシュの葉,だいこんの葉,かぶの葉参照】
にんじん	4	3		4		【米国ほうれんそう,レタス,リーフレタス,セルリー参照】
パースニップ	4	3		4		
パセリ	3	2			2.0	
セロリ	3	2		2	2.0	
その他のせり科野菜	30	30		4	30	
トマト	1	0.7	○	0.7		0.175,0.463,0.484(ミニトマト)
ピーマン	0.7	0.5	○	0.7		
なす	0.7	0.3	○	0.7		
その他のなす科野菜	0.7	0.5		0.7		
きゅうり(ガーキンを含む。)	1	0.7	○	0.7		0.215,0.270,0.366(\$)
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	2	1	○	0.7		0.079,0.181,0.668(\$)
すいか	0.2	0.1	○			0.024,0.024,0.038(\$)
メロン類果実	2	1	○			0.071,0.087,0.682(\$)
その他のうり科野菜	3	0.5		3		
ほうれんそう	4	2		4		
オクラ	0.7	0.5		0.7		

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
しょうが ^(注1)	0.8		IT		0.50: 米国	【米国ばれいしょ参照】
その他の野菜	30	30		4	30: 米国	【米国ラディッシュの葉,だいこんの葉,かぶの葉参照】
いちご	0.5	0.3		0.5		
ブルーベリー	0.5	0.3		0.5		
クランベリー	0.5	0.3		0.5		
その他のベリー類果実	0.5	0.3		0.5		
その他の果実	0.7	0.5		0.7		
その他のスパイス	0.5		IT	0.5		
その他のハーブ	20	9		20		
牛の筋肉	0.01			0.01		
豚の筋肉	0.01			0.01		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.01			0.01		
牛の脂肪	0.01			0.01		
豚の脂肪	0.01			0.01		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01			0.01		
牛の肝臓	0.01			0.01		
豚の肝臓	0.01			0.01		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01			0.01		
牛の腎臓	0.01			0.01		
豚の腎臓	0.01			0.01		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01			0.01		
牛の食用部分	0.01			0.01		
豚の食用部分	0.01			0.01		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.01			0.01		
乳	0.01			0.01		
鶏の筋肉	0.01			0.01		
その他の家きんの筋肉	0.01			0.01		
鶏の脂肪	0.01			0.01		
その他の家きんの脂肪	0.01			0.01		
鶏の肝臓	0.01			0.01		
その他の家きんの肝臓	0.01			0.01		
鶏の腎臓	0.01			0.01		
その他の家きんの腎臓	0.01			0.01		
鶏の食用部分	0.01			0.01		
その他の家きんの食用部分	0.01			0.01		
鶏の卵	0.01			0.01		
その他の家きんの卵	0.01			0.01		

太枠: 国際基準の参照などにより申請に基づかず暫定基準以外の基準を見直すもの

○: 既に、国内において農薬登録のあるもの

IT: 海外で設定されている基準値を参照するよう申請されたもの

(#): 使用方法を逸脱して実施された試験成績

(\$): ばらつきの理由を考慮し、基準値設定の根拠とした値を示す

農産物の基準値案及び残留試験成績は、フルエンズルホン濃度および代謝物BSA【3,4,4-トリフルオロブタ-3-エン-1-イルズルホン酸】をフルエンズルホンに換算した濃度の和で示している。また、基準値現行は代謝物BSAとしての濃度で示している。

畜産物は、フルエンズルホン濃度（親のみ）で示している。

※) 米国での基準値は代謝物BSAの濃度として示している。基準値案は同じ米国の作物残留試験からフルエンズルホン濃度及び代謝物BSAをフルエンズルホンに換算した濃度の和で示している。

フルエンスルホン

食品名	残留基準値 ppm
ばれいしょ さといも類(やつがしらを含む。) かんしょ やまいも(長いもをいう。) その他のいも類 ^{注1)}	0.8 3 5 3 3
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根 だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉 かぶ類の根 かぶ類の葉 西洋わさび クレソン はくさい キャベツ 芽キャベツ ケール こまつな きょうな チンゲンサイ カリフラワー ブロッコリー その他のあぶらな科野菜 ^{注2)}	4 50 4 4 30 4 3 2 2 15 15 15 2 2 15
ごぼう サルシフィー エンダイブ しゅんぎく レタス(サラダ菜及びちしやを含む。) その他のきく科野菜 ^{注3)}	3 3 3 3 3 30
にんじん パースニップ パセリ セロリ その他のせり科野菜 ^{注4)}	4 4 3 3 30
トマト ピーマン なす その他のなす科野菜 ^{注5)}	1 0.7 0.7 0.7
きゅうり(ガーキンを含む。) かぼちゃ(スカッシュを含む。) すいか メロン類果実 その他のうり科野菜 ^{注6)}	1 2 0.2 2 3
ほうれんそう オクラ しょうが	4 0.7 0.8
その他の野菜 ^{注7)}	30
いちご ブルーベリー クランベリー その他のベリー類果実 ^{注8)}	0.5 0.5 0.5 0.5
その他の果実 ^{注9)}	0.7
その他のスパイス ^{注10)}	0.5
その他のハーブ ^{注11)}	20
牛の筋肉 豚の筋肉 その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注12)} の筋肉	0.01 0.01 0.01
牛の脂肪 豚の脂肪 その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01 0.01 0.01

今回基準値を設定するフルエンスルホンとは、農産物についてはフルエンスルホン及び代謝物BSA【3,4,4-トリフルオロブタ-3-エン-1-イルスルホン酸】をフルエンスルホンに換算したものの和をいい、畜産物についてはフルエンスルホンをいう。

注1)「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類、かんしょ、やまいも及びこんにやくいも以外のものをいう。

注2)「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。

注3)「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。

注4)「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注5)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

注6)「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちゃ、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

注7)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこと類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注8)「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。

注9)「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

注10)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

注11)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

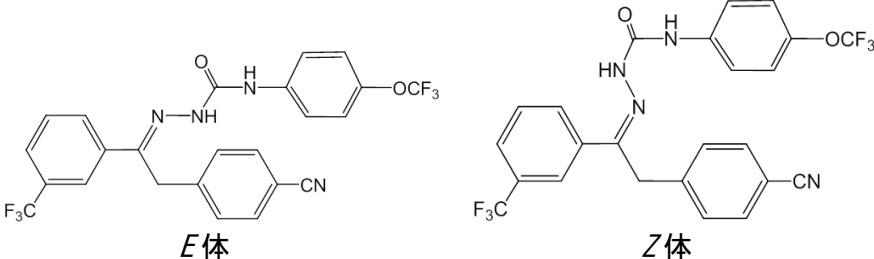
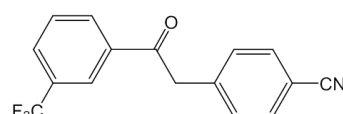
注12)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

食品名	残留基準値 ppm
牛の肝臓	0.01
豚の肝臓	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01
牛の腎臓	0.01
豚の腎臓	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01
牛の食用部分 ^{注13)}	0.01
豚の食用部分	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.01
乳	0.01
鶏の筋肉	0.01
その他の家きん ^{注14)} の筋肉	0.01
鶏の脂肪	0.01
その他の家きんの脂肪	0.01
鶏の肝臓	0.01
その他の家きんの肝臓	0.01
鶏の腎臓	0.01
その他の家きんの腎臓	0.01
鶏の食用部分	0.01
その他の家きんの食用部分 ^{注13)}	0.01
鶏の卵	0.01
その他の家きんの卵	0.01

注13)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

注14)「その他の家きん」とは家きんのうち、鶏以外のものをいう。

メタフルミゾン (Metaflumizone)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請を受け、残留基準を設定する。
構造式	 <p><i>E</i>体</p> <p><i>Z</i>体</p> <p>(有効成分中の含有量 <i>E</i>体 90%以上、<i>Z</i>体 10%以下)</p>
用途	農薬/殺虫剤
作用機構	トリフルオロメトキシフェニル環を有する殺虫剤である。昆虫の神経細胞のナトリウムイオンチャンネルに作用し、神経系の情報伝達を阻害することにより殺虫効果を示すと考えられている。
適用作物/適用品害虫等	キャベツ/コナガ 等
我が国の登録状況	農薬：とうもろこし、大豆等を対象作物に登録されている。
諸外国の状況	JMPR における毒性評価が行われ、2009 年に ADI が設定され、ARfD は設定の必要なしとされている。国際基準はレタス、トマト等に設定されている。 米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国においてかんきつ類、ナッツ類等に、EU においてはくさい、畜産物等に基準値が設定されている。
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>ADI:0.12 mg/kg 体重/day [設定根拠] 1 年間 慢性毒性試験 (イヌ・カプセル経口。最小毒性量における毒性所見は貧血、体重増加抑制等) 無毒性量 12 mg/kg 体重/day 安全係数 100</p> <p>ARfD:設定の必要なし メタフルミゾンの単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響は認められなかったことから、急性参照用量 (ARfD) は設定する必要がないと判断した。</p>
基準値案	<p>別紙 1 のとおり。 残留の規制対象物質：農産物にあつてはメタフルミゾン (<i>E</i> 体及び <i>Z</i> 体) 並びに代謝物 D [p-[m-(トリフルオロメチル)フェニル]ベンゾニトリル] とし、畜水産物にあつてはメタフルミゾン (<i>E</i> 体及び <i>Z</i> 体) とする。</p> <p></p> <p>代謝物 D</p>
暴露評価	<p>長期暴露評価 TMDI/ADI 比は、以下のとおり。</p>

		TMDI/ADI (%)
	国民全体 (1 歳以上)	44.8
	幼小児 (1~6 歳)	66.3
	妊婦	42.1
	高齢者 (65 歳以上)	54.0
	TMDI : 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)	
意見聴取の状況	平成 30 年 9 月 13 日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメントを実施する予定 (WTO 通報は対象外)	
答申案	別紙 2 のとおり。	

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
とうもろこし	0.2	0.2	○			<0.04,<0.04(とうもろこし)、 <0.04,<0.04(未成熟とうもろこし)
大豆	0.5	0.5	○			0.18,0.18
ばれいしょ	0.02	0.02		0.02		※1)
さといも類(やつかしらを含む。)	0.2	0.2	○			<0.04,<0.04
かんしょ	0.2	0.2	○			<0.04,<0.04
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0.5	0.5	○			<0.2,<0.2
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	30	30	○			19.2,21.1
かぶ類の根	0.5		申			0.06,0.07,0.12(\$)
かぶ類の葉	30		申			15.5,17.1,21.7(\$)
はくさい	10	10	○	6		2.7,5.6
キャベツ	5	5	○			1.4,3.0
芽キャベツ	0.8	0.8		0.8		※1)
ケール	40	40	○			(みずな参照)
こまつな	40	40	○			13.6,28.3(\$)
きょうな	40	40	○			16.3,30.4(\$)(みずな)
チンゲンサイ	10	10	○			2.66,3.48
ブロッコリー	10	10	○			3.49,5.17
その他のあぶらな科野菜	40	40	○			(みずな参照)
ごぼう	0.2	0.2	○			<0.04,<0.04
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	50	50	○	7		26.4,35.1(\$)(サラダ菜)
ねぎ(リーキを含む。)	10	10	○			1.2,3.6(\$)
アスパラガス	0.7	0.7	○			0.21,0.22
にんじん	0.3	0.3	○			<0.04,0.09
トマト	5	5	○	0.6		2.39,2.73(ミニトマト)
ピーマン	5	5	○	0.6		2.78,2.85
なす	3	3	○	0.6		0.78,1.22(\$)
その他のなす科野菜	0.6	0.6		0.6		※1)
ほうれんそう	70	70	○			25.4,51.8(\$)
しょうが	0.3	0.3	○			<0.04,0.06(\$)
えだまめ	10	10	○			4.08,5.24
みかん	0.3		申			0.08~0.15(n=6)
なつみかんの果実全体	5		申			1.15,1.41,2.31(\$)
レモン	5		申			(すだち、かぼす参照)
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	5		申			(すだち、かぼす参照)
グレープフルーツ	5		申			(すだち、かぼす参照)
ライム	5		申			(すだち、かぼす参照)
その他のかんきつ類果実	5		申			1.79(すだち),2.25(かぼす)
うめ	10	10	○			2.68,3.49
いちご	0.2	0.2	○			<0.04,<0.04
キウイ	0.3		申			0.08,0.09,0.09
その他のスパイス	25		申			10.2~18.5(\$)(n=6)(みかんの果皮)
その他のハーブ	40	40	○			(みずな参照)
牛の筋肉	0.02	0.02		0.02		
豚の筋肉	0.02	0.02		0.02		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.02	0.02		0.02		
牛の脂肪	0.02	0.02				推:0.013
豚の脂肪	0.02	0.02				(牛の脂肪参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.02	0.02				(牛の脂肪参照)
牛の肝臓	0.02	0.02		0.02		
豚の肝臓	0.02	0.02		0.02		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.02	0.02		0.02		

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
牛の腎臓	0.02	0.02		0.02		
豚の腎臓	0.02	0.02		0.02		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.02	0.02		0.02		
牛の食用部分	0.02	0.02		0.02		
豚の食用部分	0.02	0.02		0.02		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.02	0.02		0.02		
乳	0.01	0.01		0.01		
魚介類	2	2				推:1.106
とうがらし(乾燥させたもの)				6		※2)

○:既に、国内において農薬登録のあるもの

申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

(\$):ばらつきの理由を考慮し、基準値設定の根拠とした値を示す

推:推定される残留量であることを示す

※1) 国際基準の農産物における規制対象は、メタフルミジン(E体)及びメタフルミジン(Z体)であり、代謝物Dを含んでいないが、国際基準を参照しているばれいしょ、芽キャベツ、とうがらし(その他のなす科野菜)においては、JMPR評価書より代謝物Dの残留はほとんど認められないことが確認できているため、国際基準値をそのまま採用している。

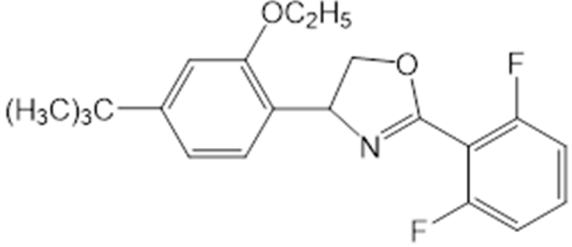
※2) 加工食品であるとうがらし(乾燥させたもの)については、国際基準が設定されているものの、加工係数を用いて原材料中の濃度に換算した値が当該原材料中の基準値案を超えないことから、基準値を設定しないこととしている。基準値が設定されていない加工食品については原材料の基準値に基づき加工係数を考慮して適否を判断することとしている。なお、本物質についてJMPRはとうがらし(乾燥させた

メタフルミゾン

食品名	残留基準値	
	ppm	
とうもろこし	0.2	今回基準値を設定するメタフルミゾンとは、農産物にあってはメタフルミゾン(E体)、メタフルミゾン(Z体)及び代謝物D【 <i>p</i> -[<i>m</i> -(トリフルオロメチル)フェナシル]ベンゾニトリル】をメタフルミゾンに換算したものの和をいい、畜水産物にあってはメタフルミゾン(E体)及びメタフルミゾン(Z体)の和をいう。
大豆	0.5	
ばれいしょ	0.02	
さといも類(やつがしらを含む。)	0.2	
かんしょ	0.2	
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0.5	
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	30	
かぶ類の根	0.5	
かぶ類の葉	30	
はくさい	10	
キャベツ	5	
芽キャベツ	0.8	
ケール	40	
こまつな	40	
きょうな	40	
チンゲンサイ	10	
ブロッコリー	10	
その他のあぶらな科野菜 ^{注1)}	40	
ごぼう	0.2	
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	50	
ねぎ(リーキを含む。)	10	
アスパラガス	0.7	
にんじん	0.3	
トマト	5	
ピーマン	5	
なす	3	
その他のなす科野菜 ^{注2)}	0.6	
ほうれんそう	70	
しょうが	0.3	
えだまめ	10	
みかん	0.3	
なつみかんの果実全体	5	
レモン	5	
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	5	
グレープフルーツ	5	
ライム	5	
その他のかんきつ類果実 ^{注3)}	5	
うめ	10	
いちご	0.2	

食品名	残留基準値	
	ppm	
キウイー	0.3	
その他のスパイス ^{注4)}	25	注4)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
その他のハーブ ^{注5)}	40	
牛の筋肉	0.02	注5)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。
豚の筋肉	0.02	
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注6)} の筋肉	0.02	
牛の脂肪	0.02	注6)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
豚の脂肪	0.02	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.02	
牛の肝臓	0.02	注7)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。
豚の肝臓	0.02	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.02	
牛の腎臓	0.02	注7)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。
豚の腎臓	0.02	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.02	
牛の食用部分 ^{注7)}	0.02	注7)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。
豚の食用部分	0.02	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.02	
乳	0.01	
魚介類	2	

エトキサゾール (Etoxazole)

審議の対象	農薬及び動物用医薬品の食品中の残留基準の設定
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請を受け、残留基準を設定する。
構造式	
用途	農薬及び動物用医薬品／殺虫剤、殺ダニ剤
作用機構	オキサゾリン環を有する殺虫剤・殺ダニ剤である。キチン生合成を阻害する昆虫発育制御物質として作用し、孵化及び脱皮を阻害することにより殺虫効果を示すと考えられている。
適用作物／適用病害虫等	みかん／ミカンハダニ 等
我が国の登録・承認状況	農薬：かんしょ、りんご等を対象作物に登録されている。 動物用医薬品：牛（搾乳牛を除く。）及び鶏を対象動物として承認されている。
諸外国の状況	JMPR における毒性評価が行われ、2010 年に ADI が設定され、ARfD は設定不要と評価されている。国際基準はりんご、きゅうり、乳等に設定されている。 JECFA における毒性評価はなされていない。 米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国においてマンゴー、ホップ、牛の脂肪等に、カナダにおいてぶどう、いちご等に、EU においてりんご、オレンジ等に、豪州においてバナナ、綿実等に、ニュージーランドにおいてアボカドに基準値が設定されている。
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	ADI:0.04 mg/kg 体重/day [設定根拠] 2 年間 慢性毒性/発がん性併合試験（雄ラット・混餌。 （発がん性は認められなかった。）最小毒性量における毒性所見は肝比重量増加等） 無毒性量 4.01 mg/kg 体重/day 安全係数 100 ARfD: 設定の必要なし エトキサゾールの単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響として、ラット及びマウスを用いた急性経口毒性試験において 5,000 mg/kg 体重投与により異常歩行等が認められたが、その他の試験の結果から総合的に判断して、カットオフ値（500 mg/kg 体重）以上であると考えられることから、急性参照用量（ARfD）は設定する必要がないと判断した。
基準値案	別紙 1 のとおり。 残留の規制対象物質：エトキサゾールとする。
暴露評価	長期暴露評価 TMDI/ADI 比は、以下のとおり。

	TMDI/ADI (%)	
	国民全体 (1 歳以上)	12.8
	幼小児 (1~6 歳)	14.4
	妊婦	7.1
	高齢者 (65 歳以上)	18.1
TMDI : 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)		
意見聴取の状況	平成 30 年 6 月 27 日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメント及び WTO 通報を実施する予定	
答申案	別紙 2 のとおり。	

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
小豆類	0.3	0.3	○			<0.01,0.06(\$)
かんしょ	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01
その他のきく科野菜	50	50	○			17.4,32.6(\$)
みつば	15		申			3.72,6.77(\$)
なす	0.5	0.5	○			0.11,0.14
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.3	0.3	○	0.02		0.07,0.10
かぼちゃ(スカッシュを含む。)		0.01				
すいか	0.1	0.2	○			0.01,0.02
メロン類果実	0.2	0.2	○			
まくわうり	0.2	0.2	○			
その他のうり科野菜	0.2	0.2	○			0.02,0.04(とうがん)
みかん	0.5	0.5	○			0.04,0.17
なつみかんの果実全体	0.5	0.5	○	0.1		0.11,0.16(\$)
レモン	0.7	0.7	○	0.1		(すだち参照)
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	0.7	0.7	○	0.1		(すだち参照)
グレープフルーツ	0.7	0.7	○	0.1		(すだち参照)
ライム	0.7	0.7	○	0.1		(すだち参照)
その他のかんきつ類果実	0.7	0.7	○	0.1		0.05,0.22(\$)(すだち)
りんご	0.3	0.5	○	0.07		0.02~0.11(\$)(n=4)
日本なし	0.3	0.5	○	0.07		0.03~0.12(n=4)
西洋なし	0.3	0.5	○	0.07		(日本なし参照)
マルメロ	0.2	0.2	○	0.07	0.2 米国	【米国りんご(0.026~0.068(#)(n=13))、なし(0.016~0.139(#)(n=9))】
びわ	0.2	0.2	○			
もも	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01
ネクタリン	0.5	0.5	○			0.14,0.18
あんず(アプリコットを含む。)	0.1	0.1	○			
すもも(プルーンを含む。)	0.5	0.5	○			0.03,0.18
うめ	0.1	0.1	○			
おうとう(チェリーを含む。)	1	1	○		1 米国	【0.096~0.56(n=13)(米国)】
いちご	0.5	0.5	○			0.08,0.18
ぶどう	0.5	0.5	○	0.5		
マンゴー	0.3	0.3	○			0.03,0.10
その他の果実	0.5	0.5	○			0.12,0.12(いちじく)
綿実	0.2	0.2			0.2 豪州	【<0.01~0.10(#)(n=7)(豪州)】
ぎんなん	0.01	0.01		0.01		
くり	0.01	0.01		0.01		
ペカン	0.01	0.01		0.01		
アーモンド	0.01	0.01		0.01		
くるみ	0.01	0.01		0.01		
その他のナッツ類	0.01	0.01		0.01		
茶	15	15	○	15		
ホップ	15	15	○	15		3.94,6.51(\$)
その他のスパイス	10	10	○	0.1		1.46,3.79(\$)(みかんの果皮)
その他のハーブ	30	30	○	15		12.4,21.8(\$)(しその葉)

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
牛の筋肉 豚の筋肉 その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.05 0.01 0.01	0.05 0.01 0.01	○	0.01 0.01 0.01		<0.05(n=4)(投与後7日)
牛の脂肪 豚の脂肪 その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.05 0.01 0.01	0.05 0.01 0.01	○	0.01 0.01 0.01		<0.05(n=4)(投与後7日)
牛の肝臓 豚の肝臓 その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.05 0.01 0.01	0.05 0.01 0.01	○	0.01 0.01 0.01		(牛の筋肉参照)
牛の腎臓 豚の腎臓 その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.05 0.01 0.01	0.05 0.01 0.01	○	0.01 0.01 0.01		(牛の筋肉参照)
牛の食用部分 豚の食用部分 その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.05 0.01 0.01	0.05 0.01 0.01	○	0.01 0.01 0.01		(牛の筋肉参照)
乳	0.01	0.01		0.01		
鶏の筋肉 その他の家きんの筋肉	0.01 0.01	0.01 0.01	○ ○			<0.01(n=4)(最終投与5日後) (鶏の筋肉参照)
鶏の脂肪 その他の家きんの脂肪	0.2 0.2	0.2 0.2	○ ○			0.18(n=4)(統計学的解析) (最終投与5日後) (鶏の脂肪参照)
鶏の肝臓 その他の家きんの肝臓	0.04 0.04	0.04 0.04	○ ○			0.03(n=4)(最終投与5日後) (鶏の肝臓参照)
鶏の腎臓 その他の家きんの腎臓	0.01 0.01	0.01 0.01	○ ○			<0.01(n=4)(最終投与5日後) (鶏の腎臓参照)
鶏の食用部分 その他の家きんの食用部分	0.04 0.04	0.04 0.04	○ ○			(鶏の肝臓参照) (鶏の肝臓参照)
鶏の卵 その他の家きんの卵	0.2 0.2	0.2 0.2	○ ○			0.14(n=4)(統計学的解析) (最終投与5日後) (鶏の卵参照)

太枠:国際基準の参照などにより申請に基づかず暫定基準以外の基準を見直すもの

○:既に、国内において農薬登録のあるもの

申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

(#):使用方法を逸脱して実施された試験成績

(\$):ばらつきの理由を考慮し、基準値設定の根拠とした値を示す

エトキサゾール

食品名	残留基準値 ppm	
小豆類 ^{注1)}	0.3	注1)いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア
かんしょ	0.05	豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及 びレンズを含む。
その他のきく科野菜 ^{注2)}	50	
みつば	15	注2)「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のう
なす	0.5	ち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チョコ
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.3	リ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外
すいか	0.1	のものをいう。
メロン類果実	0.2	
まくわうり	0.2	注3)「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のう
その他のうり科野菜 ^{注3)}	0.2	ち、きゅうり、かぼちゃ、しろりり、すいか、メロン類
みかん	0.5	果実及びまくわうり以外のものをいう。
なつみかんの果実全体	0.5	
レモン	0.7	
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	0.7	
グレープフルーツ	0.7	
ライム	0.7	
その他のかんきつ類果実 ^{注4)}	0.7	注4)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ
りんご	0.3	類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかん
日本なし	0.3	の外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレ
西洋なし	0.3	ンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外
マルメロ	0.2	のものをいう。
びわ	0.2	
もも	0.05	
ネクタリン	0.5	
あんず(アブリコットを含む。)	0.1	
すもも(プルーンを含む。)	0.5	
うめ	0.1	
おうとう(チェリーを含む。)	1	
いちご	0.5	
ぶどう	0.5	注5)「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ
マンゴー	0.3	類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、
その他の果実 ^{注5)}	0.5	びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おう
綿実	0.2	とう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キ
ぎんなん	0.01	ウィー、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グア
くり	0.01	バ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及
ペカン	0.01	びスパイス以外のものをいう。
アーモンド	0.01	注6)「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎ
くるみ	0.01	んなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外
その他のナッツ類 ^{注6)}	0.01	のものをいう。
茶	15	注7)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西
ホップ	15	洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パ
その他のスパイス ^{注7)}	10	プリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、

食品名	残留基準値 ppm
その他のハーブ ^{注8)}	30
牛の筋肉	0.05
豚の筋肉	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注9)} の筋肉	0.01
牛の脂肪	0.05
豚の脂肪	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01
牛の肝臓	0.05
豚の肝臓	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01
牛の腎臓	0.05
豚の腎臓	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01
牛の食用部分 ^{注10)}	0.05
豚の食用部分	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.01
乳	0.01
鶏の筋肉	0.01
その他の家きん ^{注11)} の筋肉	0.01
鶏の脂肪	0.2
その他の家きんの脂肪	0.2
鶏の肝臓	0.04
その他の家きんの肝臓	0.04
鶏の腎臓	0.01
その他の家きんの腎臓	0.01
鶏の食用部分	0.04
その他の家きんの食用部分	0.04
鶏の卵	0.2
その他の家きんの卵	0.2

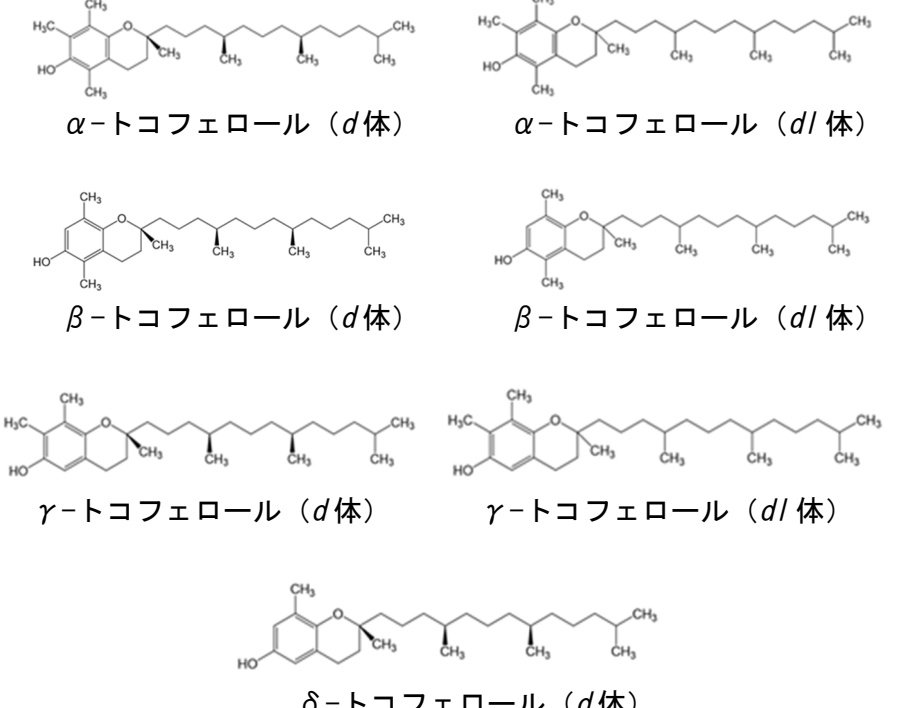
注8)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

注9)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注10)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

注11)「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

トコフェロール (Tocopherol)

審議の対象	人の健康を損なうおそれのないことが明らかである物質の指定
経緯	食品衛生法に基づく人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質（以下「対象外物質」という。）として設定する。
構造式	 <p>α-トコフェロール (d体) α-トコフェロール (dl体)</p> <p>β-トコフェロール (d体) β-トコフェロール (dl体)</p> <p>γ-トコフェロール (d体) γ-トコフェロール (dl体)</p> <p>δ-トコフェロール (d体)</p>
用途	動物用医薬品及び飼料添加物／ビタミン剤、飼料の栄養成分その他の有効成分の補給
作用機構	ビタミンEの一種で抗酸化作用を有し、植物由来の食品である果物及び野菜（とくに植物油）に多く含まれている。トコフェロールには4種の同族体（α体、β体、γ体及びδ体）が知られているが、最も活性が強く、また、生体内及び食品中に含まれるトコフェロールの大部分を占めるのはα体である。
我が国の承認・指定状況	動物用医薬品：牛、豚、鶏、魚類等を対象動物として承認されている。 飼料添加物：飼料の栄養成分その他の有効成分の補給を目的として指定されている。
諸外国の状況	JECFAにおける毒性評価が行われ、1986年にd/α-トコフェロール及びd-α-トコフェロールのグループADIを0.15~2 mg/kg 体重/dayと設定している。国際基準は設定されていない。 米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、いずれの国及び地域においても基準値が設定されていない。
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	トコフェロールは動物用医薬品又は飼料添加物として使用されており、投与された食用動物由来の畜水産物が食品として流通していることから、畜水産物（肉類、乳類、卵類及び魚類）による日本人のトコフェロール最大摂取量を推定したところ、2.9~9.2 mg/人/日であった。 この推定最大摂取量は、保守的に算出したものであり、「日本人の食事摂取基準（2015年版）」において設定されているビタミンEの目安量に対して58~142%、UL ^{注)} に対して0.74~2.3%であったことから、畜水産物以外の食品（野菜等）からのトコフェロール摂取量を加味したとしても、「日本人の食事摂取基準（2015年版）」において設定され

	<p>ているビタミンEのULを超えることはないと考えた。</p> <p>また、トコフェロールは必須栄養素であり、上述の推定最大摂取量から考えても、通常の食品からの摂取において過剰症を来すことはないと考えた。</p> <p>したがって、トコフェロールについて、ADIを特定する必要はないと判断した。</p> <p>以上のことから、トコフェロールは、動物用医薬品及び飼料添加物として通常使用される限りにおいて、食品に残留することにより人の健康を損なうおそれのないことが明らかであると考えた。</p> <p>注) 許容上限量(Tolerable Upper Intake Level)</p>
対象外物質としての設定	<p>トコフェロールは、動物用医薬品及び飼料添加物として適切に使用される限りにおいて、食品に残留することにより人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものと考えられている。</p> <p>食品安全委員会における評価結果を踏まえ、トコフェロールを食品衛生法第11条第3項の規定に基づく対象外物質として設定することは妥当である。</p>
意見聴取の状況	<p>平成30年7月31日に在京大使館への説明を実施</p> <p>今後、パブリックコメントを実施する予定</p> <p>(WTO 通報は対象外)</p>
答申案	別紙のとおり。

(別紙)

答申（案）

トコフェロールについては、食品衛生法第11条第3項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして定めることは妥当である。

ビール酵母抽出グルカン (Glucan extracted from brewing yeast)

審議の対象	人の健康を損なうおそれのないことが明らかである物質の指定
経緯	農薬取締法に基づく新規の農薬登録申請に伴う基準値設定の要請を受け、食品衛生法に基づく人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質（以下「対象外物質」という。）として設定する。
構造式	<p>The diagram illustrates the chemical structure of a branched glucan. It features a central glucose molecule in its cyclic form. This central unit is linked via a β-1,6 glycosidic bond to two side chains. The first side chain consists of m glucose units linked by β-1,4 glycosidic bonds. The second side chain consists of n glucose units linked by β-1,3 glycosidic bonds. The glucose units are shown with their respective hydroxyl groups and hydroxymethyl groups.</p>
用途	農薬／殺菌剤
作用機構	グルカンオリゴ糖及び多糖類を有効成分とする非殺菌性の病害抵抗性誘導剤である。グルカンをエリシター（防御反応誘導物質）として植物の全身獲得抵抗性及び誘導全身抵抗性の両病害応答系を活性化することにより、うどんこ病等に防除効果を示すと考えられている。
適用作物／適用品害虫等	いちご／うどんこ病
我が国の登録状況	農薬：登録されていない。
諸外国の状況	JMPRにおける毒性評価は行われておらず、国際基準は設定されていない。 米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、いずれの国及び地域においても基準値は設定されていない。また、酵母由来のグルカンとしての農薬登録はないが、海藻由来の β -1,3グルカンのオリゴ糖であるラミナリンは、米国及びEUで農薬として登録されている。基準値はいずれも設定不要とされている。
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	各種毒性試験の結果から、ビール酵母抽出グルカンの投与により、ラットを用いた急性毒性試験におけるLD ₅₀ 値は>2,000 mg/kg体重、90日間亜急性毒性試験における無毒性量は1,000 mg/kg体重/日であり、染色体異常試験の結果は陰性であった。 ビール酵母抽出グルカンが農薬として使用された場合、その使用により生ずる作物残留によって、通常の食生活において食品から摂取している酵母エキス中に含まれるビール酵母抽出グルカンの量を増加させる可能性は極めて低いと考えられる。 以上のことから、ビール酵母抽出グルカンは、農薬として想定しうる使用方法に基づき通常使用される限りにおいて、食品に残留することにより人の健康を損なうおそれのないことが明らかであると考えられる。
対象外物質としての設定	ビール酵母抽出グルカンは、農薬として適切に使用される限りにおいて、食品に残留することにより人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものと考えられている。 食品安全委員会における評価結果を踏まえ、ビール酵母抽出グルカンを食品衛生法第11条第3項の規定に基づく対象外物質として設定することは妥当である。

意見聴取の状況	平成 30 年 9 月 13 日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメントを実施する予定 (WTO 通報は対象外)
答申案	別紙のとおり。

(別紙)

答申（案）

ビール酵母抽出グルカンについては、食品衛生法第11条第3項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして定めることは妥当である。